

# 葛飾区子育て支援行動計画

## 後期計画

平成 22~26 年度



平成22年4月

葛 飾 区



## 子育て支援行動計画（後期計画）の策定にあたって

葛飾区の明るい未来は、本区で育つ子どもたちの成長にかかっています。子どもたちとその保護者を地域社会全体で支え、子どもたちの一人ひとりが伸び伸びと健やかに育つ地域の環境を整していくことは、本区の重要な課題の一つです。

葛飾区では、平成17年4月に「子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体で子育てをあたたかく見守り支えていくとともに、家庭や地域の子育て力を高めていく」ことを基本理念とする「葛飾区子育て支援行動計画（前期計画）」を策定しました。この計画では、保育所待機児の解消をはじめ、「仕事と子育ての両立」や「在宅の子育て家庭への支援」等の保育サービスの充実に取り組むとともに、「児童虐待防止対策」、「子どもの安全」、「アレルギー対策」などの課題に対しても重点的に取り組んでまいりました。

その結果、保育施設の新設や建替え等による待機児数の大幅な減少や「わくわくチャレンジ広場」の全小学校での実施などにより、前期の行動計画に掲げた数値の目標やそれぞれの子育て支援事業の実施について、概ねその目標を達成することができました。

今回の「葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）」の策定に当たりましては、子育て支援に関する意向調査の結果を十分に踏まえた上で、学識経験者、関係団体の代表、公募の区民委員の方々による「葛飾区子育て支援行動計画策定委員会」において検討を重ねてまいりました。

その結果、本計画は、前期の行動計画の基本理念や基本的な視点を継承することにより、前期の行動計画の内容を更に充実し、発展させるとともに、子どもや保護者等の子育てを取り巻く地域の環境に適した行動計画といたしました。

本計画の基本目標については、子育ての第一義的な責任者である保護者を地域社会や企業・行政等が支えていくソフトのまちづくりの視点から、「まち」という表現としました。

基本目標には、7つの「まち」を掲げ、最も重要な課題として、保育所待機児の解消や保育サービスの更なる充実に取り組んでまいります。また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」などの新たな課題に対しても、重点的に取り組んでまいります。

今後も、本計画を着実に推進し、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つまち「ふるさと葛飾」の実現に向けて、区民の皆様のより一層のご理解とご協力をいただきながら、全力を傾注してまいります。

結びに、パブリックコメントにご参加をいただきました区民の皆様、並びに、葛飾区子育て支援行動計画策定委員会の委員の皆様方に心から御礼を申し上げます。

平成22年4月

葛飾区長 青木 克徳

## 目 次

第1章 計画の考え方 .....	1
I 計画の位置付け .....	1
II 計画期間 .....	3
III 基本理念 .....	4
IV 基本的視点 .....	4
V 基本目標 .....	5
VI 計画の推進と評価 .....	6
第2章 基本目標と行動方針 .....	7
基本目標1 子育てを支えるまち .....	7
基本目標2 子どもが健康に育つまち .....	9
基本目標3 子どもの成長をみんなで支えるまち .....	11
基本目標4 子どもの安全・安心が保たれるまち .....	13
基本目標5 子どもの心身が健やかに成長するまち .....	15
基本目標6 親と子どもがともに学び育つまち .....	18
基本目標7 一人ひとりの特性に配慮するまち .....	20
葛飾区子育て支援行動計画の体系 .....	23
第3章 主な事業 .....	25
参考資料 .....	45

# 第1章 計画の考え方



## I 計画の位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」により策定が義務付けられている市町村行動計画です。葛飾区では、平成14年4月に「葛飾区子育て支援推進プラン」を策定し、児童福祉はもとより、子育て支援に関わる母子保健・教育・まちづくり等の施策を総合的に実施してきました。平成15年8月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、区市町村による次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定が義務付けられました。そこで、平成17年4月から平成22年3月までの5年間を計画期間とする「葛飾区子育て支援行動計画（前期計画）」を定め、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備について計画的に取り組んできました。

この計画では前期計画を継承し、平成22年度からの5年間についての区の子育て支援の充実と発展について定めます。

### 「次世代育成支援対策推進法」の目的(第1条)

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、**基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定**その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、**もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資すること**を目的とする。

⇒ 国・地方公共団体・一般事業所・国民（区民）がそれぞれの立場で行動することが求められています。

### 「次世代育成支援対策推進法」の基本理念(第3条)

次世代育成支援対策は、**父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する**という基本的認識の下に、家庭その他の場において、**子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感される**ように配慮して行われなければならない。

⇒ 父母その他の保護者の第一義的責任を踏まえつつ、「子育ての意義」についての理解が深まること、そして「子育てに伴う喜びが実感」できることに配慮が必要とされています。

## **[基本的な視点(行動計画策定指針)]**

### **(1) 子どもの視点**

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。  
子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立って取り組みます。

### **(2) 次代の親づくりという視点**

子どもが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組みます。

### **(3) サービス利用者の視点**

多様な個別のニーズに応えられるように柔軟かつ総合的に取り組みます。

### **(4) 社会全体による支援の視点**

企業や地域社会を含む、さまざまな担い手の協働の下に対策を進めていきます。

### **(5) 仕事と生活の調和実現の視点**

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するよう取り組みます。

### **(6) すべての子どもと家庭への支援の視点**

社会的養護を必要とする子どもや虐待等の子どもなどに十分配慮し、広くすべての子どもと家庭へ支援します。

### **(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点**

NPO、子育てサークル、母親クラブ等の地域団体、社会福祉協議会や民間事業者等、伝統文化継承の取り組みなど、さまざまな地域の社会資源を十分かつ効果的に活用します。

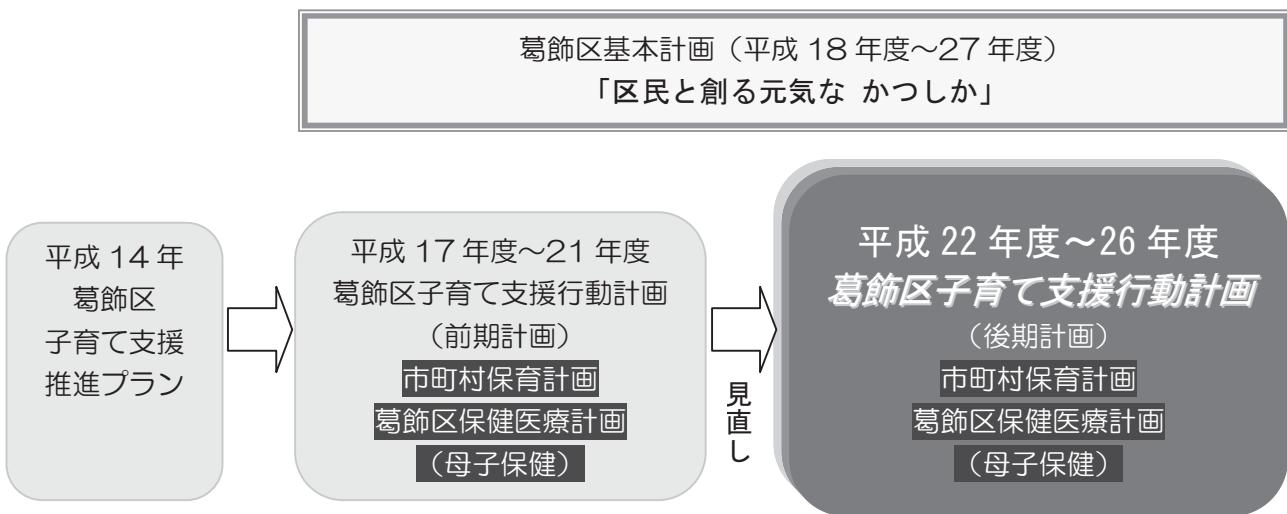
### **(8) サービスの質の視点**

サービス供給量の確保とともに、サービスの質を確保します。また、サービスに関わる人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めます。

### **(9) 地域特性の視点**

葛飾区の人口構造や産業構造、社会資源の状況等を踏まえて、葛飾区が主体的に取り組みます。

## 【葛飾区における計画の位置付け】



## II 計画期間

平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間が全体の計画期間であり、平成 17 年度から 21 年度までを前期計画期間として子育て支援行動計画を実行してきました。

これまでの実績と社会情勢の変化、子育てニーズの変化等を踏まえて、平成 22 年度から 26 年度までの後期 5 カ年について計画を策定します。



### III 基本理念

子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体で子育てをあたたかく見守り支えていくとともに、家庭や地域の子育て力を高めていく。

この計画の基本理念では、次世代育成支援対策推進法や子どもの権利条約（「児童の権利に関する条約」）の趣旨を踏まえ、子どもの幸せを第一に考えるということ、地域全体で子育てを支えるということ、そして家庭や地域の子育て力を高めていくということを盛り込みました。なお、この理念は、前期計画策定にあたって定めたものを後期計画にあたっても継承しています。

### IV 基本的視点

#### 1. 子どもの幸せを第一に考える

子どもの健やかな発達・成長・育成に視点を置き、一人ひとりの子どもの状況に目を向けたきめ細やかな施策の実施に努めます。

#### 2. 子育て中の親や子どもの成長を社会全体で支援する

地域社会との連携や協働により、子育て中の親と子どもの成長を社会全体で支える仕組みづくりを目指していきます。

#### 3. すべての子どもと家庭を対象にする

すべての子どもと家庭を対象に幅広く支援をするという観点から、施策の充実に努めます。

#### 4. 家庭と地域の子育て力を高める

子育ての第一義的な責任は家庭であるとの視点のもと、家庭教育の充実を図ります。また、子どもたちは地域社会の中であたたかく見守られながら健全に成長していくという視点のもと、地域の子育て力を高めていきます。

#### 5. 特に配慮を必要とする子どもや家庭への対策を強化する

虐待を受けた子ども、障害をもつ子ども、問題行動を起こす子ども、ひとり親や養育家庭など、特に配慮を必要とする子どもと家庭への権利擁護の充実に努めます。

#### 6. サービス提供側の専門性の確保、サービスの質の確保・向上を図る

地域特性を活かした子育て支援サービスを展開するとともに、サービスの質を確保していきます。

#### 7. 親の妊娠期から青少年期までの総合的な取り組みを推進する

親の妊娠から子どもの出生、青少年期に至るまでの総合的な取り組みを、保健・福祉・教育分野が相互に連携して推進していきます。

## V 基本目標

基本理念を実現するために、次の7つの項目を計画の基本目標とします。

子育ての第一義的な責任はそれぞれの保護者にありますが、その保護者を地域社会、企業等、行政（区）が支えていくという意識をあらわすものとして、基本目標を「まち」という表現に統一しています。

### 1. 子育てを支えるまち（保育計画）

多様な保育サービスのニーズに応えることで、子育てと仕事が両立しやすい環境を整備していきます。また、すべての子育て家庭を視野に入れた保育サービスの展開や質の確保と向上を図ります。

### 2. 子どもが健康に育つまち

妊娠期から学童期、思春期に至るまで、母子の健康を支えるための健診体制等の充実を図るとともに、児童虐待の防止対策に取り組みます。

### 3. 子どもの成長をみんなで支えるまち

子どもの成長を地域社会でも支えられるよう、子育てがしやすい就労環境やワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めるとともに、企業や商店街、NPOなど、さまざまな方々が子育てのサポーターとなるような人材育成に取り組みます。

### 4. 子どもの安全・安心が保たれるまち

親も子も安心して生活が送れるよう、生活環境の整備や公共的建築物や街路等のバリアフリー化に取り組みます。また、子どもが交通事故や犯罪に巻きこまれないように、地域での見守りも促進します。

### 5. 子どもの心身が健やかに成長するまち

子どもたちの知性・感性・品性を育み、豊かな人間性と人格を兼ね備えた人として成長できるよう、学校での教育環境を整備していきます。

### 6. 親と子どもがともに学び育つまち

子育て中の親が親として成長していくことを支援していくため、また、子どもを支える地域社会がより豊かなものとなるため、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに合わせた学びの場づくりに取り組みます。また、子育て中の悩みなどを気軽に相談できる人と人とのつながりをつくります。

### 7. 一人ひとりの特性に配慮するまち

一人ひとりの「ちがい」を尊重しながら子育てが進められるような体制を整備します。とりわけ、社会の支援が必要な、障害のある子ども、ひとり親家庭の子どもなどが安心できるような体制づくりを進めます。

## **VI 計画の推進と評価**

### **1 計画の周知**

この計画の推進にあたっては、子育て家庭、子育てに関わる事業者、関係団体をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要です。そのため、策定した計画については、関係者、関係団体に周知するとともに、広報紙やホームページへの掲載、サービス内容を取りまとめた冊子等の製作などにより、広く区民に周知します。

### **2 区民や民間団体との協働**

計画の基本理念「子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体で子育てをあたたかく見守り支えていくとともに、家庭や地域の子育て力を高めていく」を実現するためには、家庭、保育・教育機関、地域、企業、行政などが連携・協力して子育て支援に取り組む必要があります。

特に、地域で子育て支援に取り組むNPOや子育てサークルなどとの協働を積極的に進めることにより、子育てを地域で支える体制を整えます。

### **3 子育て家庭のニーズや保育需要を捉えた事業の推進**

この計画は、平成22年度からの5年間を計画期間として子育て支援に関する主な事業を実施することとしています。子育て家庭のニーズは、現状や前期行動計画の5年間からも多様化しており、保育需要についても大きく変化しています。このことから、本計画については、主な事業の推進を基本として、子育て支援の視点から必要とされる事業を取り入れながら進めています。

### **4 施策の実施状況の把握と評価指標に基づく評価**

この計画に定められた施策の評価については、目標量に対しての供給量による量的な評価の他に、利用者の満足度による施策ごとの評価指標に基づく評価を実施します。

それぞれの評価内容については、毎年度、広報紙やホームページへの掲載などにより区民の皆さんにお知らせし、ご意見をいただきます。また、今後の計画の推進や見直しにあたっても、アンケート調査などを活用し、区民の皆さんのご意見を反映させていきます。

### **5 次世代育成支援推進協議会の設置**

この計画に定められた施策の内容を広く区民に周知し、施策の進捗を管理するとともに、状況の管理や施策を推進していくために、次世代育成支援推進協議会を設置します。

## 第2章 基本目標と行動指針



## 基本目標1．子育てを支えるまち

### 【現状と課題】

葛飾区では、平成14年策定の葛飾区子育て支援推進プラン、平成17年策定の葛飾区子育て支援行動計画(前期計画)を通じて、計画的に保育サービスの提供をしてきました。平成21年4月現在、葛飾区ではいわゆる「待機児」が62名となっています。待機児を解消するために、認可保育所の設置等、サービスの量的な充実を図る必要があります。平成20年度に実施した子育て支援に関する意向調査のアンケートの結果では、保育サービスに関し、希望した時期に希望どおりの保育サービスが利用できたという回答は48.7%にとどまっています。社会情勢の急激な変化の中で、保育サービスの需要は多様化しており、保護者が安心して子育てをしながら、社会に参画していくためにも、保育サービスの充実が求められています。

子育て支援に関する意向調査のアンケート結果では、就学前の児童をもつ未就労の母親の66.6%が「子どもがある程度大きくなったら就労したい」と回答し、「すぐにでも若しくは1年以内に就労したい」の17.9%とあわせて8割以上の母親に就労希望があります。また、グループヒアリングでは、共働き世帯の保護者では、仕事と両立して子育てを行わなければならないため、負担が大きいという意見が出されています。

このようなことから、保護者の就業形態などにあった多様な保育サービスを充実させ、働く保護者がゆとりを持って子育てにも仕事にも向き合える環境整備を行う必要があります。

子どもを育てていく第一義的な責任はそれぞれの保護者にありますが、子育ては地域全体で支えていく必要があります。しかし、子育てが地域の人に(若しくは社会で)支えられていると「全く感じられない」と回答した人が就学前の児童をもつ保護者の9.3%、「どちらかといえば支えられていない」と回答した人が23.5%にのぼっています。

在宅で子育てをしている保護者に対し、子育て支援サービスや子育てサークルについての情報提供を行い、まち全体で子育てを支えている実感を得られるよう、情報提供の充実と周知方法の工夫を行います。

社会情勢の変化から、今後も保育サービスのニーズが高まることが考えられます。保育サービスの必要量の充足と質の確保を今後とも進めています。



園庭で遊ぶ保育園児

### **[重点的な取り組み]**

#### **(1) 仕事と子育ての両立支援**

子育てと仕事を両立しやすい環境を整備するために、延長保育や休日・夜間保育など、多様な保育事業について、子育て支援に関する意向調査結果などをもとにニーズ量を推計し、目標量を定めます。

#### **(2) 在宅の子育て家庭への支援**

一時保育や子育てひろばなど、在宅で子育てをする家庭を対象にした事業について、子育て支援に関する意向調査結果などをもとにニーズ量を推計し、目標量を定めます。

#### **(3) 保育サービスの質の確保**

第三者サービス評価の実施など、保育サービスの質の確保のための取り組みを推進していきます。

### **[新規事業]**

#### **認定こども園の設置**

就学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供していきます。

#### **病児保育事業**

保育所に在籍中等の子どもが病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合に、診療所等に設置した専用室で一時的にその子どもの保育を行います。

#### **夜間保育所の設置**

保護者の就労形態が多様化する中、夜間においても保育に欠ける子どもに対する保育を行います。

#### **(仮称)子育て送迎ステーションの設置**

待機児の地域格差を解消するために、駅周辺等に(仮称)子育て送迎ステーションを整備し、待機児の多い地域から少ない地域の保育園へ送迎を行います。

## 基本目標2. 子どもが健康に育つまち

### 【現状と課題】

産まれてくる子どもが健やかに成長していくことは、すべての人の願いです。

平成20年度に実施した子育て支援に関する意向調査のアンケートの結果では、希望する子育て支援策として、就学前の児童をもつ保護者の63.8%が「夜間や休日の医療体制の整備」を、26.3%が「妊娠婦や乳幼児の健康診査、保健指導など母子保健の充実」を挙げています。

妊娠中から乳幼児期、学齢期に至るまで、適切な保健・医療サービスが利用できるための取り組みが必要です。

妊娠中から乳幼児にかけての健康診査に加え、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭への訪問も実施し、母子の健康状態を良好に導くとともに、悩みや心配ごとなどの相談にのれる体制を整えていきます。乳幼児健診では、疾病の早期発見や予防に加えて、育児不安の解消や母親の孤立化の予防を重視するとともに、育児ストレスによる産後うつの解消にも力を入れる必要があります。

子育ての過程で発生する児童虐待への対応も課題となっています。

子育て支援に関する意向調査の専門支援者に対するグループヒアリングでは、最近の母親は、子育てで問題が起こると必要以上に自分を責めてしまう傾向があるという指摘がありました。育児不安を取り除くための専門支援者による家庭訪問でも拒絶される場合があり、本当に支援が必要な人への適切なアプローチが課題です。

平成20年度に子ども家庭支援センターで対応した児童虐待に関する相談はのべ3,305件に達しています（一人の児童の相談に複数回対応している場合はその回数がカウントされています）。

虐待は、その児童の生涯にわたり大きな影響を及ぼすものであり、また、単に虐待の加害者を摘発・処罰するだけでは問題は解決しません。虐待に至る前に保護者等の問題に対処できる相談体制の充実、虐待の早期発見と早期対処、そして虐待を受けた児童に対する適切なケアを進めています。

葛飾区では、子どもが心身ともに健康に育つまちをつくるための取り組みを、保護者に対する支援の方策も含め、進めています。



こんにちは赤ちゃん訪問事業

## 【重点的な取り組み】

### **(1) 母子の健康の推進**

妊娠中から母と子の健康が保たれるよう健康診査や訪問指導を行います。また、乳幼児の健やかな発育・発達と親の育児不安等の支援のため、乳幼児健診時の相談や支援の充実を図るとともに、乳幼児の事故防止や小児感染症の予防に取り組みます。さらに、不妊治療に対する経済面・心理面の支援も行います。

### **(2) 児童虐待の防止**

さまざまな事業を通じて育児不安や孤立感などに悩む親への支援を充実させるために、子ども家庭支援センターを中心として、児童虐待の予防・早期発見・早期対応に取り組みます。

## 【新規事業】

### **安全・安心な妊娠・出産を迎えるための環境づくり**

妊婦健康診査 14 回分等を助成することにより、妊娠中の健康管理を充実させます。また、不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。

### **こんなちは赤ちゃん訪問事業**

出生通知票をもとに助産師・保健師が生後4ヶ月になるまでの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、体重を測りながら育児上の心配ごとや産後の体調のことなどの相談にのり、育児不安の解消を図ります。また、生後2ヶ月等のときにお母さん同士が交流する場を提供するなど、多様なアプローチにより保護者の育児不安や孤独感の軽減を図ります。

### **親と子の食育推進事業**

保育園等の保護者に対して、家庭での食育の取り組みに関する教室を実施します。また、幼児向け食事バランスガイドコマの貸し出しや教材の提供を通して、園における食育の推進を支援します。

### **すくすく歯育て支援事業**

子どものむし歯が急増する2歳期に母子双方の歯科健診と予防処置を行うことにより、かかりつけ歯科医の定着を促し、子どものむし歯を予防します。また、歯育てに関する知識の普及啓発のために健康教育を実施します。

### **母親健康診査**

子育て中の母親に対し健康診査を行うことにより、母親の疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、正しい健康習慣を確立し生活習慣病を未然に防止することで、健やかな子育てを支援します。

### **配偶者暴力防止事業**

配偶者暴力(DV)は、暴力を受ける配偶者だけでなく、同居する子どもの心身にも深刻な影響を及ぼします。配偶者とその子どもたちが健康で安全に生活することができるようDV相談を実施します。また、DVの早期発見に向けた啓発パンフレットの作成・配布を行います。

## 基本目標3. 子どもの成長をみんなで支えるまち

### 【現状と課題】

子育てを支援するためには、企業をはじめとする地域社会の支えが必要です。

国では、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を発表し、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現を目指しています。

平成20年度に実施した子育て支援に関する意向調査のアンケートの結果では、就学前の児童をもつ保護者のうち育児休業制度を母親が利用したのは21.8%、父親では0.4%、父母両方が利用したのは0.3%にとどまっています。国では、2017年（平成29年）に女性の育児休業取得率を80%に、男性の取得率を10%に向上させることを目標にしています。また、6歳未満の子どものいる家庭の男性の育児・家事関連時間を現状の1日当たり60分から2017年（平成29年）には1日当たり2時間30分にまで向上させることを目標にしています。

これらの取り組みは、行政が目標に掲げるだけでは実現しません。個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが必要になります。特に、育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度の整備と利用しやすい職場風土づくりの推進が必要です。

区では、それぞれの企業がワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業所の取り組みについて、情報提供や相談に応じることなどで応援します。

子どもの成長を支えるためには、地域社会の人材等を活用することも大切です。近年の核家族化の進行で、子どもたちに先人の知恵や遊びを伝えていくための世代間交流や、商店街などの子どもの見守り、区内の事業所でのものづくり体験など、さまざまな形での子育て支援の方策を検討していきます。



企業向けセミナー

## **【重点的な取り組み】**

### **(1) 企業の取り組みの支援**

子育て中の保護者が就労しやすい環境を整えられるよう、企業に対して「事業主行動計画」の策定支援や普及啓発を行います。また、ワーク・ライフ・バランスの啓発も合わせて行います。

### **(2) 地域の社会資源の活用**

葛飾区には、さまざまな活動をする市民団体や企業・商店、NPOなどがあります。これらの団体等が積極的に子どもの健全育成に関わり、地域全体で子どもの健やかな成長を見守っていく、葛飾区らしい子育て支援の取り組みを進めます。

### **(3) 地域の人材育成**

子育て支援に取り組む人びとを応援し、新たに子育て支援に取り組む人びとの育成に努めます。

## **【新規事業】**

### **中小企業のための仕事と生活の調和応援事業**

東京都が実施する「東京都中小企業両立支援推進助成金」に対する上乗せ助成を行うことで、企業に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を促進します。

### **児童館での保育ボランティア等の活用**

児童館の子育て講座等において、地域の子育て経験の豊富な方々にボランティアとして乳幼児の保育を手伝ってもらったり、児童館の製作事業等において地域の方々が持っているさまざまな子育て支援のノウハウを活用します。

### **かつしか区民大学**

地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援する講座を実施します。



かつしか区民大学  
(子どもボランティア講座)

## 基本目標4. 子どもの安全・安心が保たれるまち

### 【現状と課題】

子どもが健やかに育つためには、子どもを取りまく環境が安全・安心に保たれることが大切です。

平成20年度に実施した子育て支援に関する意向調査のアンケートの結果では、希望する子育て支援策として、就学前の児童をもつ保護者の37.5%が「子どもが安心して遊べる公園や安全な歩道などの整備」を挙げています。また、子育て支援に関する意向調査の自由記述や、あわせて行ったグループヒアリングでも、安全な歩道や公園の整備についての意見が多く出されました。

子どもを連れて安全に外出できるよう、区では安全な歩道の整備や公共交通機関のバリアフリー化を進めています。また、公共施設のトイレに、おむつ交換のための設備や授乳スペースの設置を促進しています。あわせて、子どもを連れて安全に利用できる施設の情報提供も進めています。

近年、子どもが巻きこまれる犯罪などに対して懸念する声が高まっています。区では、安全パトロールの実施を支援するとともに、PTAや地域の自治町会、民生委員児童委員などと協働して、安全が確保されるまちづくりに向けての取り組みを強化していきます。

子どもの安全・安心が保たれるまちをつくるために、区・保護者・地域が協働したまちづくりを進めています。



子どもを犯罪から守る活動  
(犯罪危険地図の作成風景)



公園の安全点検

## **【重点的な取り組み】**

### **(1) 子どもの安全を守る**

子どもが事故や犯罪に巻きこまれないよう、道路や公園の安全性を高める取り組みや、地域社会の見守り体制を強化していくための取り組みを推進します。

### **(2) 親と子どもが外出しやすい道路や施設環境の整備**

子どもを連れて円滑に利用できる道路整備や、授乳やおむつ交換ができる場所の設置などを通じて、快適に外出ができる環境の整備を進めます。

### **(3) まちづくりや子どもの遊び場づくりに子どもや子育て中の親の参画の推進**

まちづくりや遊び場づくりなどの計画の場に子どもや子育て中の親などが参加する機会を増やすことで、利用者のニーズに適合した施設整備を進めています。

## **【新規事業】**

### **(仮称) 子育て支援ガイドブックの作成**

妊娠から出産、子どもが中高生になるまでの子育て支援サービスに関する情報をまとめたガイドブック（冊子）を作成します。

### **歩道勾配改善事業**

妊婦や幼児、ベビーカー等誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の勾配を緩やかにするよう改善します。

### **「おむつ替え」や「授乳スペース」の設置**

小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるよう、おむつ替えや授乳などができるスペースを公共施設等に設置します。



中央図書館の授乳室

## 基本目標5. 子どもの心身が健やかに成長するまち

### 【現状と課題】

子どもたちが、学校や地域社会で見守られながら、知力や体力を育み、豊かな人間性と人格を養うことができる環境を整備していくことは、次代を担う人材を育成するという視点から欠かせないことです。

葛飾区では、子どもたち一人ひとりが基礎・基本を確実に身に付け、自ら学び考え、主体的に判断し行動する力を育んでいくことが大切であると考えています。このためには、一人ひとりの能力に合わせたわかる授業を推進していくとともに、家庭とも連携し、生活習慣や学習習慣を確立していく必要があります。また、部活動の充実を通して心身の健全な成長を支援するとともに、食育や食生活の確立について、家庭やPTAとも連携した取り組みを推進する必要があります。さらに、一人ひとりの人権を尊重する取り組み、とりわけ自尊感情（自分がかけがえのない存在であるという自己評価）を確立していくことで、社会的逸脱行動の抑制、いじめなどの防止を進めていく必要があります。

平成20年度に実施した子育て支援に関する意向調査の小中学生関係者に対するグループヒアリングでは、子どもの学力や生活習慣、コミュニケーション能力などで、以前と比べて個人差が大きくなっているという意見が出されています。その背景として、子育てに対する親の考え方の変化や、親と子どもの関わり方に家庭間の差が大きくなっていることなどが指摘されており、子ども個人の特性や家庭の状況に合わせた対応が必要です。

また、子どもたちは地域社会との交流の中で健やかに成長していくことから、地域の教育力を積極的に活用していく必要があります。このためには、部活動に地域の指導者を活用する取り組みを推進することを始めとして、学校地域応援団や総合型地域スポーツクラブなどを通して、さまざまな経験や知識を有する地域の人たちが、子どもたちの健全育成に参加する仕組みを充実させていく必要があります。また、地域の企業や事業所の協力や、郷土と天文の博物館や図書館などの地域にある教育施設を活用しながら、地域全体で子どもの健やかな成長を支援していく必要があります。



小学校の授業風景

## **【重点的な取り組み】**

### **(1) 確かな学力の定着**

義務教育修了までに、すべての子どもが自立して社会で生きていく基礎を修得するよう、少人数授業の推進など、確かな学力の定着のための取り組みを行っていきます。

### **(2) 豊かな心の育成**

地域の伝統と文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する子どもが育つよう「豊かな心」の育成のための取り組みを目指します。

### **(3) 健やかな体の成長**

幼児期や小学校低学年の早い段階から、家庭や地域とも十分に連携して、家族ぐるみ、地域ぐるみで、子どもたちの「健やかな体」を育んでいきます。

### **(4) 良好的な教育環境の整備**

一人ひとりの子どもが良好な教育環境のもと学べるよう、学校での教育環境を整備していきます。

## **【新規事業】**

### **体力の向上**

児童・生徒の体力測定値が全国平均値を上回ることを目指して、子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を掲げ、各学校で子どもの体力向上に向けた特色ある取り組みを推進していきます。

### **食育の推進**

各学校で食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、「食育指導計画」を作成するとともに、家庭や地域との連携を図りながら、食育の推進を図っていきます。

### **子ども食育クッキング等の実施**

児童期から料理づくりの楽しさを体験し、食への関心を育む「子ども（親子）食育クッキング」の事業を区内各所で開催します。

### **総合型地域スポーツクラブ事業**

子どもから高齢者まで、身近な地域で気軽にスポーツを親しめるため、地域住民が主体となって実施する総合型地域スポーツクラブの設立・充実を支援していきます。

### **アレルギー疾患をもつ児童・生徒への対応**

アレルギー疾患をもつ個々の児童・生徒について、学校における各種の取り組みを医学的根拠に基づき、安全・確実で効率的な方法で実施していきます。

## 学校地域応援団の推進

各学校に「学校地域応援団」を設置し、地域コーディネーターを中心に地域の人や団体の協力を調整し、学習支援や環境整備などについて学校の求めに応じた支援活動を展開しています。



子ども食育クッキング



総合型地域スポーツクラブ事業

## 基本目標6. 親と子どもがともに学び育つまち

### 【現状と課題】

近年の核家族化の進行により、保護者が子育てについての悩みや迷いを相談する相手を見つけることが困難になってきています。

平成20年度に実施した子育て支援に関する意向調査のアンケートの結果では、就学前の児童をもつ保護者が相談相手として挙げたのは、配偶者が56.4%、親や親戚が21.6%、友人が14.5%で、保育園・幼稚園や子ども家庭支援センターなどは5%に満たない状況でした。この結果は、子育ての悩みを家庭の中で解決しようとする現れだと考えられます。また、子育てについての知識の習得方法では、「育児書や子育て情報誌、インターネットなどのメディア」が43.2%と最も多く、「親や家族」が33.4%、「友人・知人との情報交換」が13.8%でした。情報誌やメディアからの情報は、ともすると「平均」「一般」からはずれることへの恐れを増幅し、一人ひとりの子どもの個性を受け入れられない不安感を抱かせる場合もあります。

保護者が子どもの育て方や子どもとの接し方を学ぶ機会を提供し、自分の子どもの状況を大切にできるようにすることが必要です。そのために、母親学級や休日パパママ学級などを通じて、子育てについて学び、子育てについての疑問などを解消する機会をつくっていきます。また、子育てをしている保護者同士の交流の機会を設けていきます。

近年の少子化により、乳幼児と接する機会が少ない小学生・中学生については、まもなく親になっていく世代だと位置付けて、乳幼児とのふれあい体験を進めていきます。

親と子どもが地域の中でともに学び育っていくまちづくりを推進します。



ファミリー学級



わくわくチャレンジ広場

## **【重点的な取り組み】**

### **(1) 親が子育てを学ぶ機会の提供**

子育て中の親が、親として成長していくことを支援していくために、結婚から子どもの出産、子どもの自立に至るまで、親のライフステージや子どもの年齢に合わせた多様な学びの機会を提供します。

### **(2) 相談や出会いの場の提供**

身近なところで地域の人々や子育て中の親同士が出会い、情報交換や相談ができる場を充実させ、子育て中の親の孤独感や不安感を解消します。

### **(3) 次の親世代の育成**

子どもたちが次世代の親に成長していくという点を重視し、小学生や思春期の子どもたちの乳幼児とのふれあいを促進し、生命の大切さや親になることの意味を考える機会を提供します。

### **(4) 年代や興味・関心に応じたさまざまな子どもの居場所づくり**

家庭・学校・地域で協力し、放課後や週末に地域の大人と子どもがふれあう場所『子どもの居場所』をつくります。子どもと大人のふれあいを通して、大人たちも交流を深めることで、地域での子育ての輪を広げます。

## **【新規事業】**

### **児童館における乳幼児や保護者への育児支援の充実**

乳幼児と保護者が気軽に児童館を利用し、「のびのび広場」、「子育て講座」、「親同士の交流」、「子育て相談」の各事業を通して子育て中の保護者が安心して子育てできる環境を支援していきます。

### **児童館でのあそびの広場(小学生)の拡充**

小学生の自主性、社会性、創造性を育み、子どもたちの健やかな育成を図るために、集団あそびや伝承あそび、読み聞かせや工作などを指導員のもとで子どもたちの声を取り入れながら安全に行います。

### **児童館の中高生の居場所づくりの充実**

中高生が気軽に集い、簡単なゲーム等で憩える場や、バンドやダンスなどの自主的な活動の場を提供することで、中高生の健全育成と仲間づくりを支援します。

## 基本目標7. 一人ひとりの特性に配慮するまち

### 【現状と課題】

すべての子どもは、一人ひとりが個性をもち、尊重されるべき存在です。

その中でも、障害のある子どもやひとり親家庭に育つ子どもたちについては、十分な配慮が必要です。

平成20年度に実施した、子育て支援に関する意向調査の障害のある子どもの保護者に対するグループヒアリングでは、小学校入学後の子どもの療育や保護者の交流の場に対する意見が出されました。また、幼稚園や小学校の受け入れ体制について、障害のある子どもとない子どもの交流の促進についても、多くの希望が出されました。区では障害のある子どもたちが健やかに成長していくために、早期からの療育や就学上の配慮、学校卒業後の進路などについて、子どもや保護者を支えていきます。また、乳幼児健診などを通じて、障害の早期の発見や保護者の相談支援も充実していきます。

平成17年の国勢調査によれば、区内には母子家庭が2,963世帯、父子家庭が384世帯あります。そのうち6歳未満の子どもがいる世帯は母子家庭597世帯、父子家庭41世帯です。平成12年の調査と比べると、母子家庭父子家庭ともに増加傾向にあります。平成20年度に実施した子育て支援に関する意向調査のひとり親家庭の保護者に対するグループヒアリングでは、精神的、経済的な困難についての意見が出され、一人ひとりの実情に沿った細やかな取り組みが求められています。区ではひとり親家庭等がそれぞれ抱える問題の解決のために、それぞれの家庭に対して総合的な支援を実施します。



子ども発達センター（リトミックの様子）

## **【重点的な取り組み】**

### **(1) ひとり親家庭への支援**

ひとり親家庭が抱える経済的、心理的などの子育て上の困難を緩和するための施策を推進します。

### **(2) 特性に合わせた支援が必要な子どもへの支援**

障害のある子どもの療育体制や相談体制の整備を進めます。また、障害のある子どもたちの社会参加の拡充や自立支援と、障害のある子どもの保護者への支援の充実に取り組みます。

## **【新規事業】**

### **母子生活支援施設の建替え**

老朽化の進む施設の建替えに伴い、母子世帯の安定した生活状況を確立するためのサービス向上、自立促進を図ります。

### **障害乳幼児療育施設利用者の負担軽減**

地域社会における障害のある乳幼児の発達や自立を促進し、早期療育を充実させるために、保護者の経済的な負担を軽減します。



## 葛飾区子育て支援行動計画の体系

### 基本目標

### 主な事業

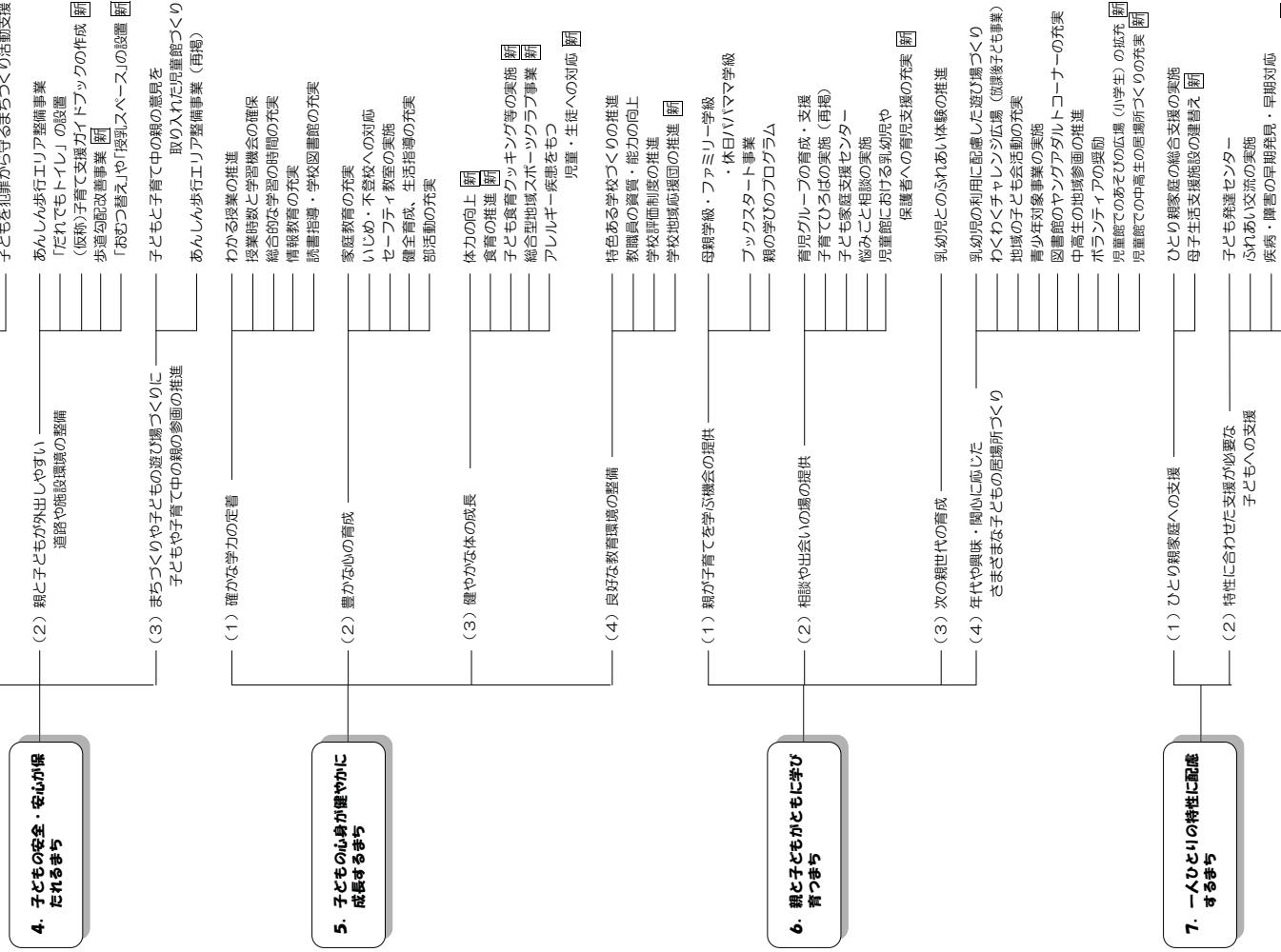
#### 重点的な取り組み



子しむの幸せを第一に考え、地域社会全体で子育てをめぐらしく見守り支えていくといいから、家庭や地域の子育て力を高めていく。

### 基本目標

### 重点的な取り組み





## 第3章　　主な事業

\* 基本目標別に、主な事業の内容を掲載しています。

\* 保育計画事業については、平成 26 年度までの事業目標を掲載しています。  
21 年度の数値は、4 月 1 日現在のものです。



# 1 子育てを支えるまち

## (1)仕事と子育ての両立支援

### ①待機児の解消

<具体的な取り組み方針>

認可保育所のほか認証保育所、家庭福祉員など多様な保育資源を積極的に活用し、特に待機児の多い地域、年齢（0～2歳児）の受入れ枠を拡大し、待機児の解消を図ります。

事業名	事業内容	所管																														
認可保育所	<p>児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者が安心して就労と子育てを両立していくために、日中保育ができない保護者に代わり、保育を行っていきます。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">定員</th><th colspan="4">内 許</th></tr><tr><th>0歳児</th><th>1・2歳児</th><th>3歳児</th><th>4・5歳児</th></tr></thead><tbody><tr><td>21年度</td><td>8,167</td><td>667</td><td>2,583</td><td>1,604</td></tr><tr><td>26年度</td><td>8,514</td><td>690</td><td>2,808</td><td>1,644</td></tr><tr><td>増減</td><td>347</td><td>23</td><td>225</td><td>40</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>59</td></tr></tbody></table>	年度	定員	内 許				0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	21年度	8,167	667	2,583	1,604	26年度	8,514	690	2,808	1,644	増減	347	23	225	40					59	育成課 子育て支援課 保育管理課
年度	定員			内 許																												
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児																											
21年度	8,167	667	2,583	1,604																												
26年度	8,514	690	2,808	1,644																												
増減	347	23	225	40																												
				59																												
認証保育所	<p>大都市特有の保育需要に対応するため、東京都独自の制度です。定員が20～120名で駅前設置を基本とするA型と定員が6～29名で0歳～2歳児までを保育するB型があります。すべての保育所に13時間以上の開所を義務付けています。施設基準等は、認可保育所に準じた基準になっています。保育料は、施設ごとに設定しています。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">定員</th><th colspan="4">内 許</th></tr><tr><th>0歳児</th><th>1・2歳児</th><th>3歳児</th><th>4・5歳児</th></tr></thead><tbody><tr><td>21年度</td><td>253</td><td>51</td><td>144</td><td>25</td></tr><tr><td>26年度</td><td>384</td><td>82</td><td>224</td><td>34</td></tr><tr><td>増減</td><td>131</td><td>31</td><td>80</td><td>9</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>11</td></tr></tbody></table>	年度	定員	内 許				0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	21年度	253	51	144	25	26年度	384	82	224	34	増減	131	31	80	9					11	育成課 子育て支援課
年度	定員			内 許																												
		0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児																											
21年度	253	51	144	25																												
26年度	384	82	224	34																												
増減	131	31	80	9																												
				11																												
家庭福祉員	<p>子どもの保育についての技術及び経験を持ち、区が家庭福祉員として認定した方が、自身の家庭で3歳未満の子どもを保育する事業です。少人数で家庭的な環境で保育を実施します。なお、家庭福祉員の認定及び施設については、一定の基準が設けられています。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">定員</th><th colspan="2">内 許</th><th rowspan="2">人員</th></tr><tr><th>0歳児</th><th>1・2歳児</th></tr></thead><tbody><tr><td>21年度</td><td>79</td><td>28</td><td>51</td><td>23</td></tr><tr><td>26年度</td><td>85</td><td>30</td><td>55</td><td>25</td></tr><tr><td>増減</td><td>6</td><td>2</td><td>4</td><td>2</td></tr></tbody></table>	年度	定員	内 許		人員	0歳児	1・2歳児	21年度	79	28	51	23	26年度	85	30	55	25	増減	6	2	4	2	子育て支援課								
年度	定員			内 許			人員																									
		0歳児	1・2歳児																													
21年度	79	28	51	23																												
26年度	85	30	55	25																												
増減	6	2	4	2																												
認定こども園の設置 <small>新</small>	就学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する事業です。	育成課 子育て支援課																														

## ②多様な保育サービスの提供

### <具体的な取り組み方針>

保護者の就労形態の多様化などによる多様な保育需要に対応するために、認可保育所や私立幼稚園などでさまざまな保育サービスを展開します。従来実施していた病後児保育事業に加え、新たに病気の回復期に至らない児童を保育する病児保育事業を実施します。

事業名	事業内容	所管																			
延長保育事業	<p>保育所で通常の保育時間を超えて子どもを保育する事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">内訳(箇所数)</th> </tr> <tr> <th>1時間</th> <th>2時間</th> <th>3時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>62</td> <td>16</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>67</td> <td>18</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		内訳(箇所数)			1時間	2時間	3時間	21年度	62	16	1	26年度	67	18	2	増減	5	2	1	子育て支援課 保育管理課
	内訳(箇所数)																				
	1時間	2時間	3時間																		
21年度	62	16	1																		
26年度	67	18	2																		
増減	5	2	1																		
病児保育事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	<p>保育所に在籍中等の子どもが病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合に、診療所等に設置した専用室で一時的にその子どもの保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>定員</th> <th>箇所数</th> </tr> <tr> <th>21年度</th> <th>0</th> <th>0</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		定員	箇所数	21年度	0	0	26年度	8	2	増減	8	2	育成課 子育て支援課							
	定員		箇所数																		
	21年度	0	0																		
26年度	8	2																			
増減	8	2																			
病後児保育事業 (施設型)	<p>保育所に在籍中等の子どもが、病気の「回復期」であることにより、集団保育が困難な期間、保育所等に設置した専用室で一時的にその子どもの保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">施設型</th> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>28</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		施設型		定員	箇所数	21年度	8	2	26年度	28	7	増減	20	5	育成課 子育て支援課 保育管理課					
	施設型																				
	定員	箇所数																			
21年度	8	2																			
26年度	28	7																			
増減	20	5																			
病後児保育事業 (訪問型)	<p>保育所に在籍中等の子どもが、病気の「回復期」であることにより、集団保育が困難な期間、家庭等に保育士等が訪問して子どもの保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">訪問型</th> </tr> <tr> <th colspan="2">年間延べ訪問回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td colspan="2">800</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td colspan="2">800</td> </tr> </tbody> </table>		訪問型		年間延べ訪問回数(回)		21年度	0		26年度	800		増減	800		子育て支援課					
	訪問型																				
	年間延べ訪問回数(回)																				
21年度	0																				
26年度	800																				
増減	800																				
*一時保育事業（訪問型）との合計回数																					

休日保育事業	<p>日曜・祝祭日や年末年始に保護者が仕事などのため保育ができない場合に子どもの保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>定員</th><th>箇所数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td><td>20</td><td>2</td></tr> <tr> <td>26年度</td><td>80</td><td>8</td></tr> <tr> <td>増減</td><td>60</td><td>6</td></tr> </tbody> </table>		定員	箇所数	21年度	20	2	26年度	80	8	増減	60	6	育成課 子育て支援課 保育管理課
	定員	箇所数												
21年度	20	2												
26年度	80	8												
増減	60	6												
私立幼稚園 2歳児受入れの実施	私立幼稚園において、2歳児からの受入れを行い、幼稚園教育カリキュラムによる必要な知識の早期取得や幼児の心身の健全な発達を促します。	育成課												
私立幼稚園での預かり保育事業	私立幼稚園で通常の保育時間以降や夏休みなどに子どもを預かる事業です。	育成課												
特定保育事業	保護者の就労形態等に合わせ、週1~3日程度、または午前のみ、午後のみなど、必要に応じて子どもの保育を行う事業です。ただし、今計画では、通常保育及び一時保育の中で実施していきます。													
夜間保育所の設置 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	<p>保護者の就労形態が多様化する中、夜間においても保育に欠ける子どもに対する保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>30</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>30</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		定員	箇所数	21年度	0	0	26年度	30	1	増減	30	1	育成課 子育て支援課
	定員	箇所数												
21年度	0	0												
26年度	30	1												
増減	30	1												
(仮称) 子育て送迎ステーションの設置 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	待機児の地域格差を解消するために、駅周辺等に(仮称) 子育て送迎ステーションを整備し、待機児の多い地域から少ない地域の保育園へ送迎を行う事業です。	育成課 子育て支援課												

### ③学童保育クラブ事業

＜具体的な取り組み方針＞

放課後、保護者が働いていたり、病気などで面倒をみられない小学校低学年の児童を保育します。真に必要な地域について増設を行い、事業の充実に努めます。

事業名	事業内容	所管												
学童保育クラブ事業	<p>放課後帰宅しても保護者の就労または疾病等の理由で適切な監護を受けられない小学校低学年の児童(障害がある児童は 6 年生まで) に生活の場を与え、指導、健全育成を図る事業です。小学校へ学童保育クラブを設置し、わくわくチャレンジ広場（放課後子ども事業）との連携などの取り組みを行っていきます。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>入会児童数</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>3,657</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>4,121</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>464</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		入会児童数	箇所数	21年度	3,657	66	26年度	4,121	76	増減	464	10	育成課 子育て支援課
	入会児童数	箇所数												
21年度	3,657	66												
26年度	4,121	76												
増減	464	10												

### (2)在宅の子育て家庭への支援

#### ①在宅の子育て家庭に対する保育サービスの提供

＜具体的な取り組み方針＞

出産や通院等で子どもを保育することが困難になった場合や保護者がリフレッシュや自身の活動を行う場合にも利用できる在宅の子育て家庭も視野に入れた保育サービスの充実を図ります。

事業名	事業内容	所管																			
一時保育事業（施設型）	<p>保護者が仕事の都合や通院のほか、自身の活動やりフレッシュなどの場合に、保育所などで一時的に子どもを保育する事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">施設型</th> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>箇所数</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>94</td> <td>10</td> <td>25,500</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>184</td> <td>19</td> <td>48,000</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>90</td> <td>9</td> <td>22,500</td> </tr> </tbody> </table>		施設型			定員	箇所数	日数	21年度	94	10	25,500	26年度	184	19	48,000	増減	90	9	22,500	育成課 子育て支援課 保育管理課
	施設型																				
	定員	箇所数	日数																		
21年度	94	10	25,500																		
26年度	184	19	48,000																		
増減	90	9	22,500																		
一時保育事業（訪問型）	<p>保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合に、保育士等が家庭を訪問して子どもの保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">訪問型</th> </tr> <tr> <th colspan="2">年間延べ訪問回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td colspan="2">800</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td colspan="2">800</td> </tr> </tbody> </table>		訪問型		年間延べ訪問回数(回)		21年度	0		26年度	800		増減	800		子育て支援課					
	訪問型																				
	年間延べ訪問回数(回)																				
21年度	0																				
26年度	800																				
増減	800																				

\* 病後児保育事業（訪問型）との合計回数

ファミリーサポートセンター事業	<p>区民相互の助け合いにより子育てを支援する事業で、支援を必要とする人（ファミリー会員）と支援することができる人（サポート会員）を結ぶ会員制の育児支援事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="668 458 1124 579"> <thead> <tr> <th></th><th>箇所数</th><th>会員数（サポート会員のみ）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td><td>1</td><td>295</td></tr> <tr> <td>26年度</td><td>1</td><td>315</td></tr> <tr> <td>増減</td><td>0</td><td>20</td></tr> </tbody> </table>		箇所数	会員数（サポート会員のみ）	21年度	1	295	26年度	1	315	増減	0	20	育成課
	箇所数	会員数（サポート会員のみ）												
21年度	1	295												
26年度	1	315												
増減	0	20												
ショートステイ事業	<p>親の病気・出産・出張などの理由で育児が困難なとき、子どもを泊りがけで短期間保育する事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="668 752 1044 878"> <thead> <tr> <th></th><th>定員</th><th>箇所数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td><td>5</td><td>1</td></tr> <tr> <td>26年度</td><td>5</td><td>1</td></tr> <tr> <td>増減</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>		定員	箇所数	21年度	5	1	26年度	5	1	増減	0	0	子ども家庭支援センター
	定員	箇所数												
21年度	5	1												
26年度	5	1												
増減	0	0												
トワイライトステイ事業	<p>残業等で親の帰宅が遅い場合、夜間（午後10時まで）子どもを預かり、夕食の提供など生活の援助を行います。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="700 1118 1065 1244"> <thead> <tr> <th></th><th>定員</th><th>箇所数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td><td>20</td><td>1</td></tr> <tr> <td>26年度</td><td>20</td><td>1</td></tr> <tr> <td>増減</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>		定員	箇所数	21年度	20	1	26年度	20	1	増減	0	0	子ども家庭支援センター
	定員	箇所数												
21年度	20	1												
26年度	20	1												
増減	0	0												
育児支援訪問事業	<p>特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパー・助産師、保育士等が家庭を訪問し、家事や子どもの保育を行う事業です。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="684 1484 1033 1610"> <thead> <tr> <th></th><th>年間延べ訪問回数（回）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td><td>151</td></tr> <tr> <td>26年度</td><td>830</td></tr> <tr> <td>増減</td><td>679</td></tr> </tbody> </table>		年間延べ訪問回数（回）	21年度	151	26年度	830	増減	679	子ども家庭支援センター				
	年間延べ訪問回数（回）													
21年度	151													
26年度	830													
増減	679													
子育てひろばの実施	<p>子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。</p> <p>《目標量》</p> <table border="1" data-bbox="684 1832 922 1958"> <thead> <tr> <th></th><th>箇所数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td><td>19</td></tr> <tr> <td>26年度</td><td>28</td></tr> <tr> <td>増減</td><td>9</td></tr> </tbody> </table>		箇所数	21年度	19	26年度	28	増減	9	子育て支援課				
	箇所数													
21年度	19													
26年度	28													
増減	9													

### (3)保育サービスの質の確保

＜具体的な取り組み方針＞

良質な保育サービスを提供し続けるために、第三者評価制度の活用等により、質の維持向上に努めます。

事業名	事業内容	所管
第三者サービス評価の実施	区立の保育施設において、第三者評価機関による専門的かつ客観的な立場からの評価を行い、保育サービスの質の向上を図ります。また、認証保育所が第三者評価を受ける際の助成を行い、サービスの向上を促進していきます。	福祉管理課

## 2 子どもが健康に育つまち

### (1)母子の健康の推進

＜具体的な取り組み方針＞

妊娠中から母と子の健康が保たれるよう健康診査や訪問指導を行い、育児不安を早期に発見し対応するとともに、乳幼児の事故防止や小児感染症の予防に取り組みます。また、子育て中の母親の健康診査を行うことで、健やかな子育てを支援するとともに、子どもたちが健全な食生活を実践するための家庭・学校・地域などにおいて食について学ぶ機会を提供し、食に対する理解を深めていきます。

事業名	事業内容	所管
安全・安心な妊娠・出産を迎えるための環境づくり 新	妊娠健康診査 14 回分等を助成することにより、妊娠中の健康管理を充実させます。 また、不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。	保健サービス課 保健センター
こんなちは赤ちゃん訪問事業 新	出生通知票をもとに助産師・保健師が生後4ヶ月になるまでの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、体重を測りながら育児上の心配ごとや産後の体調のことなどの相談にのり、育児不安の解消を図ります。また、生後2ヶ月等のときにお母さん同士が交流する場を提供するなど、多様なアプローチにより保護者の育児不安や孤独感の軽減を図ります。	保健サービス課 保健センター
育児支援に重点をおいた乳幼児健診	乳幼児の疾病の早期発見・早期予防に努め、健やかな子育てを支援します。また、母親の心の健康を重視した問診票の活用により、親の健康づくりを支援します。	保健サービス課 保健センター
親と子の心の健康づくり	子どもの発達の遅れや子どもとの関わり方が不安な親に対して、親子でのグループ遊びや専門家をえたグループワークなど個々の事情に応じた有効な方法を活用し、親子の成長を支援します。	保健サービス課 保健センター
乳幼児の事故予防対策	家庭における乳幼児の不慮の事故を防ぐために、乳幼児健診時や児童館・育児グループへの出張教育の際にリーフレット等を利用した事故予防教育を実施します。	保健サービス課 保健センター
乳幼児の急病時応急対策	子どもの急病時に、的確な対応・判断ができるように、緊急時の応急手当などを記載した育児支援ガイドブックを配布するほか、乳幼児健診・育児学級・育児グループの際に急病時の対応を指導します。	保健サービス課 保健センター
はしかの予防対策	はしかが流行しないように予防接種率 100%を目指し、接種状況の把握や未接種者への勧奨を行います。	保健サービス課 保健センター

結核の予防接種	結核の予防接種BCGの接種時期は6ヶ月未満であり、4ヶ月児健診時に予防接種を行います。医学的な判断で6ヶ月までに接種できなかった乳幼児に対しては、保健所・保健センターでの接種を行います。	保健予防課
アレルギー相談の実施	乳幼児健診等での個別相談のほか、アレルギー相談窓口を設置し、随時相談に応じます。必要に応じて栄養士や環境衛生担当者、食品衛生担当者等と連携して相談体制の充実を図ります。	保健サービス課 保健センター
アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発	アレルギー情報の提供、アレルギー性疾患の症状へのケアや予防など、リーフレットの作成や講演会等によりアレルギー性疾患に関する正しい知識を普及します。	保健サービス課 保健センター
栄養教育の実施	子どもの健やかな成長や発達のために、母親学級、乳幼児健診、児童館、育児グループ等における栄養指導やリーフレットの配布により望ましい食生活についての栄養教育を実施します。また、区立小学校4年生及び中学校1年生の児童・生徒と前年度の受診者で医学的管理や経過観察が必要と判断された者のうち希望者に小児生活習慣病予防健診を実施します。保護者向けリーフレットの配布や所見のある児童・生徒の保護者を対象とした小児生活習慣病予防指導講習会を実施するなど健康的な生活習慣を身につけられるように指導します。	健康推進課 保健センター 学務課
親と子の食育推進事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	保育園等の保護者に対して、家庭での食育の取り組みに関する教室を実施します。また、幼児向け食事バランスガイドコマの貸し出しや教材の提供を通して、園における食育の推進を支援します。	健康推進課 保健センター
すくすく歯育て支援事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	子どものむし歯が急増する2歳期に母子双方の歯科健診と予防処置を行うことにより、かかりつけ歯科医の定着を促し、子どものむし歯を予防します。また、歯育てに関する知識の普及啓発のために健康教育を実施します。	健康推進課
母親健康診査 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	子育て中の母親に対し健康診査を行うことにより、母親の疾病的早期発見、早期治療を図るとともに、正しい健康習慣を確立し生活習慣病を未然に防止することで、健やかな子育てを支援します。	健康推進課
子ども医療費助成の実施	中学校3年生までの児童に対し、食事療養費自己負担分、差額ベッド代等を除いた保険診療自己負担分の助成を行い、医療費負担を軽減します。	子育て支援課

## (2)児童虐待の防止

<具体的な取り組み方針>

子ども家庭支援センターを中心に、児童虐待の予防・早期発見・早期対応に取り組みます。さまざまな事業を通じて児童虐待の防止を推進するとともに、育児不安や孤立感などに悩む親に対して働きかけを行い児童虐待を予防します。

事業名	事業内容	所管
虐待防止早期支援事業	子ども家庭支援センターと保健所・保健センターが連携して虐待予防、早期発見を行います。産後うつの早期発見と支援を行い、必要な場合は精神科医等による相談につなげます。また、保健師が健診未受診者の状況を把握して、育児不安や孤立感に悩む親に対する支援を推進します。	子ども家庭支援センター 保健サービス課 保健センター
グループワークの実施	「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対してグループで話し合う機会を設定し、親の支援を通して児童虐待を予防します。	子ども家庭支援センター
育児支援訪問事業（再掲）	特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや助産師、保育士等が家庭を訪問し、家事や子どもの保育を行う事業です。	子ども家庭支援センター
要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に関する事例検討や連携方法の確認を関係機関で定期的にを行い、適切な援助を実施して虐待を予防します。	子ども家庭支援センター
虐待相談の実施	虐待に関する相談を受け、児童相談所や各関係機関と連携して子どもの安全を確保するとともに、家族への援助を実施します。	子ども家庭支援センター
ショートステイ事業（再掲）	親の養育機能が低下している場合に、施設で子どもを一時的に預かり、子どもを虐待から保護していきます。	子ども家庭支援センター
見守りサポート	児童養護施設等での措置終了後に家庭復帰となり、再び家族で過ごす親子に対して、地域での見守りを行います。	子ども家庭支援センター
子どもと親に対する支援の実施	虐待を受けた子どもの心理療法、親に対するカウンセリング等を実施し、安定した生活を送れるように支援するとともに、虐待の再発を防止します。	子ども家庭支援センター
配偶者暴力防止事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	配偶者暴力（DV）は、暴力を受ける配偶者だけではなく、同居する子どもの心身にも深刻な影響を及ぼします。配偶者とその子どもたちが健康で安全に生活することができるよう DV相談を実施します。また、DVの早期発見に向けた啓発パンフレットの作成・配布を行います。	人権推進課

(仮称) 子ども総合センターの整備	すべての子どもと家庭に対して妊娠・出産期から学齢期・思春期に至るまでの一貫したきめ細やかなサービスを行う拠点として(仮称)子ども総合センターを整備します。特に、児童虐待防止に総合的に取り組む体制を強化します。	育成課
-------------------	--	-----



(仮称) 子ども総合センターの完成予想図

### 3 子どもの成長をみんなで支えるまち

#### (1)企業の取り組みの支援

＜具体的な取り組み方針＞

区内企業に対し子育てに対する取り組みの啓発を行うとともに、職場環境の整備を促進します。

事業名	事業内容	所管
企業向けセミナーの実施	区内の企業向けにセミナーを実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進や育児休業制度の定着を図ります。また、事業者が次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定すること等について企業の理解を促進します。	育成課
中小企業のための仕事と生活の調和応援事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	東京都が実施する「東京都中小企業両立支援推進助成金」に対する上乗せ助成を行うことで、企業に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を促進します。	人権推進課

#### (2)地域の社会資源の活用

＜具体的な取り組み方針＞

地域で活動する方々やさまざまな団体の子育て支援活動を支援するとともに、地域にある子育て支援に関する資源の活用に努めます。

事業名	事業内容	所管
子育て支援活動の拠点整備	子育て支援に関する活動団体に活動場所を提供するとともに、活動のノウハウや、活動団体同士の情報交換を行うネットワークの拠点を（仮称）子ども総合センター、子ども家庭支援センター、基幹型児童館に整備します。	育成課 子育て支援課
児童館での保育ボランティア等の活用 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	児童館の子育て講座等において、地域の子育て経験の豊富な方々にボランティアとして乳幼児の保育を手伝ってもらったり、児童館の製作事業等において地域の方々が持っているさまざまな子育て支援のノウハウを活用します。	育成課

#### (3)地域の人材育成

＜具体的な取り組み方針＞

子育て支援に取り組む人びとを応援し、新たに子育て支援に取り組む人びとの育成に努めます。

事業名	事業内容	所管
かつしか区民大学 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援する講座を実施します。	生涯学習課

## 4 子どもの安全・安心が保たれるまち

### (1)子どもの安全を守る

＜具体的な取り組み方針＞

公園においては、死角をつくらない植栽や施設の配置、明るさの確保など、安全性の検討をするとともに、自主管理団体等と連携し、事故や犯罪から子どもたちを守る取り組みを行います。また、地域住民が主体となり自主的に公園を含めたまちの安全を点検したり、危険箇所の改善策を検討する活動を支援します。

事業名	事業内容	所管
安心・安全な公園づくり	植栽や建築物および照明施設の配置に配慮した、犯罪抑止効果の高い見通しが良好で安心・安全な公園づくりを行います。	公園課
公園の安全点検	日常の公園巡回点検のほか、自主管理団体・所轄警察・地域町会・学校等との連携を図り、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取り組みを行います。	公園課
子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援	子どもへのアンケートから犯罪危険の実態を明らかにし、犯罪危険地図づくり、まちぐるみの点検活動を通した危険箇所の改善や子どもを守る活動が区内に広がるよう支援します。	生涯学習課

### (2)親と子どもが外出しやすい道路や施設環境の整備

＜具体的な取り組み方針＞

乳幼児を持つ親を含めて、すべての親が安全・安心に移動できるように、交通バリアフリー法に基づいて基本構想を策定し、駅や駅周辺のバリアフリー化を一体的に進めます。また、歩行者の安全や遊びなど潤いの場となる公園の整備などを総合的に進めます。

事業名	事業内容	所管
あんしん歩行エリア整備事業	「あんしん歩行エリア」の整備対象に指定された立石・堀切・四つ木の約284haの地区において、車・人・自転車の錯綜による交通事故の多発、放置自転車、違法駐車による道路機能の低下、バリアフリー化への対応などの地域住民が抱える交通安全に関する課題の解消のため、区と警察が連携して交通安全施設の整備等を重点的に実施します。	道路補修課
「だれでもトイレ」の設置	公園を整備する際には、ベビーキープ（乳幼児専用いす）等を常設した「だれでもトイレ」を設置します。	公園課
（仮称）子育て支援ガイドブックの作成 <small>新</small>	妊娠から出産、子どもが中高生になるまでの子育て支援サービスに関する情報をまとめたガイドブック（冊子）を作成します。	育成課

歩道勾配改善事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	妊婦や幼児、ベビーカー等誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の勾配を緩やかにするよう改善します。	道路補修課
「おむつ替え」や「授乳スペース」の設置 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるよう、おむつ替えや授乳などができるスペースを公共施設等に設置します。	育成課

### (3)まちづくりや子どもの遊び場づくりに子どもや子育て中の親の参画の推進

＜具体的な取り組み方針＞

子どもや子育て中の親、地域住民などの意見を取り入れながら、まちづくりや児童館の行事を進めています。

事業名	事業内容	所管
子どもと子育て中の親の意見を取り入れた児童館づくり	児童館の行事や企画に子どもや地域の人たちの意見を取り入れ、利用者の視点に立った児童館づくりを進めます。	育成課
あんしん歩行エリア整備事業（再掲）	「あんしん歩行エリア」の整備対象に指定された立石・堀切・四つ木の約284haの地区において、車・人・自転車の錯綜による交通事故の多発、放置自転車、違法駐車による道路機能の低下、バリアフリー化への対応などの地域住民が抱える交通安全に関する課題の解消のため、区と警察が連携して交通安全施設の整備等を重点的に実施します。	道路補修課



公園のだれでもトイレ

## 5 子どもの心身が健やかに成長するまち

### (1) 確かな学力の定着

＜具体的な取り組み方針＞

義務教育終了までにすべての子どもが生涯にわたり学習する基礎が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を高めていくための取り組みを行っていきます。

事業名	事業内容	所管
わかる授業の推進	学習支援講師を増員し、少人数指導や習熟度別授業を充実するとともに、学習の習熟が十分でない児童・生徒に授業中の学習補助として、学習サポートの一配置や保護者、学生ボランティアなどの授業への協力を進めます。	指導室
授業時数と学習機会の確保	小中学校の夏季休業日の 1 週間の短縮は引き続き行い、1 週あたりの授業コマ数の増加や土曜日の活用、放課後、家庭学習により、学習機会を確保していきます。	指導室
総合的な学習の時間の充実	体験的な学習を中心に授業内容を充実させていきます。教科では学べないような横断的な学習を実施していきます。	指導室
情報教育の充実	情報機器を活用した授業の充実や児童・生徒の情報活用能力の向上、情報モラル教育を積極的に推進していきます。	指導室
読書活動・学校図書館の充実	司書教諭や学校図書館支援指導員との十分な連携のもと、学校図書館ボランティアが運営に参加できる仕組みづくりを進めるとともに、公立図書館の資料を利用しやすくするため、学校図書館にインターネットに接続できる蔵書検索用のコンピュータの設置を検討していきます。	指導室

## (2) 豊かな心の育成

### <具体的な取り組み方針>

近年、若者による不条理な事件が多発しており、その背景として、精神的に未熟で、人間関係が不得手で、社会や人とのつながりを築けない孤独な若者像が指摘されており、「心の教育」が必要とされています。子どもたちがこれからの社会を生き抜くために、学校・家庭・地域社会が責任を持って正義感や倫理観、思いやりの心などを育み、豊かな人間性を持った社会人を育成することを目指します。

事業名	事業内容	所管
家庭教育の充実	子育てや家庭教育に関する自主的な学習を推進するため「子育て・家庭教育応援制度」を設け、専門の講師を派遣していきます。また、子どもの生活習慣を確立する取り組みとして、「早寝・早起き、朝ごはん食べよう」カレンダーの配付をはじめ、「早寝・早起き、朝ごはんコンサート」を開催していきます。また、「家庭教育のすすめ」を作成し、PTA研修会や保護者会等で周知していきます。	地域教育課
いじめ・不登校への対応	いじめや不登校の予防対策や発生後の対策として全校に配置したスクールカウンセラーを活用し、きめ細かく、粘り強く組織的に対応していきます。	指導室
セーフティ教室の実施	警察署を中心に関係機関と連携しながら、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るためのセーフティ教室を実施し、学校・家庭・地域で子どもの非行・犯罪被害防止を図っていきます。	指導室
健全育成、生活指導の充実	学校支援指導員を臨機応変に配置し、問題行動への早期対応、早期解決を図っていきます。	指導室
部活動の充実	地域の専門指導者を部活動の顧問や技術指導者とする取り組みを推進し、更なる部活動の充実を図っていきます。	地域教育課

## (3) 健やかな体の成長

### <具体的な取り組み方針>

幼児期や小学校低学年の早い段階から、家庭や地域とも十分に連携して、家族ぐるみ、地域ぐるみで、子どもたちの「健やかな体」を育んでいきます。

事業名	事業内容	所管
体力の向上 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	児童・生徒の体力測定値が全国平均値を上回ることを目指して、子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を掲げ、各学校で子どもの体力向上に向けた特色ある取り組みを推進していきます。	指導室

食育の推進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	各学校で食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、「食育指導計画」を作成するとともに、家庭や地域との連携を図りながら、食育の推進を図っていきます。	指導室 学務課
子ども食育クッキング等の実施 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	児童期から料理づくりの楽しさを体験し、食への関心を育む「子ども（親子）食育クッキング」の事業を区内各所で開催します。	生涯学習課
総合型地域スポーツクラブ事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	子どもから高齢者まで、身近な地域で気軽にスポーツを親しめるため、地域住民が主体となって実施する総合型地域スポーツクラブの設立・充実を支援していきます。	生涯スポーツ課
アレルギー疾患をもつ児童・生徒への対応 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	アレルギー疾患をもつ個々の児童・生徒について、学校における各種の取り組みを医学的根拠に基づき、安全・確実で効率的な方法で実施していきます。	学務課

#### (4) 良好的な教育環境の整備

＜具体的な取り組み方針＞

一人ひとりの子どもが、良好な教育環境のもとで学べるよう、あらゆる教育資源を有効に活用し、地域ぐるみ、社会縦がかりで教育環境を整備していきます。

事業名	事業内容	所管
特色ある学校づくりの推進	他校にはない独自性を打ち出していくため、教育活動を重点化して、予算を重点的に配分するなど、「特色ある学校づくり」に取り組みます。	指導室
教職員の資質・能力の向上	すべての教員がその職としての特性や個々のライフステージに合わせて資質・能力が向上できるように、さまざまな研修や研究活動を充実させていきます。	指導室
学校評価制度の推進	学校の教育活動について、保護者や地域社会に情報を発信し、開かれた学校づくりを一層進めるとともに、適正な評価を受けていきます。	指導室
学校地域応援団の推進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>	各学校に「学校地域応援団」を設置し、地域コーディネーターを中心に地域の人や団体の協力を調整し、学習支援や環境整備などについて学校の求めに応じた支援活動を展開していきます。	地域教育課

## 6 親と子どもがともに学び育つまち

### (1)親が子育てを学ぶ機会の提供

<具体的な取り組み方針>

子育て中の親が親として成長していくことを支援するために、子どもの出産から子どもの自立に至るまで、親のライフステージや子どもの年齢に合わせた多様な学習の機会を提供します。また、父親の育児知識・能力を高め、両親が協力して育児を行うことにより、母親の育児不安を解消し、子育てを楽しむ環境を整備します。

事業名	事業内容	所管
母親学級・ファミリー学級・休日パパママ学級	父として母としての心構えや両親が助け合って育児ができるように妊娠中の生活・出産の話、お風呂の入れ方を実習します。平日に参加できない夫婦のために、休日を利用して休日パパママ学級を実施し、先輩パパママの子育て体験談を聞く場を提供します。	保健サービス課 保健センター
ブックスタート事業	乳幼児健診時に絵本の入ったブックスタートパックを渡して絵本読みを行います。一緒に絵本を読むことの楽しさや絵本を介して子どもとふれあうことの喜びを伝えます。	中央図書館
親の学びのプログラム	子どもの年齢や発達段階に合わせた多様な学習プログラムを提供することにより、親の育児不安を軽減し、孤立感を解消します。また、そこで知り合った保護者同士が交流・学習を続けていくための支援をします。	育成課 地域教育課 保育管理課 子ども家庭支援センター 保健サービス課 保健センター 健康推進課

### (2)相談や出会いの場の提供

<具体的な取り組み方針>

身近なところで地域の人々や子育て中の親同士が出会い、情報交換や相談ができる場を提供し、子育て中の親の孤独感や不安感を解消します。

事業名	事業内容	所管
育児グループの育成・支援	同じ月齢の子を持つ母親のグループのほか多胎児のグループなど多様な育児グループに対して、健康情報等を提供し、育児の問題に対する理解と問題解決方法を学ぶとともに子育て中の親同士の仲間づくりを推奨し、親の孤立と育児不安を解消します。	保健サービス課 保健センター
子育てひろばの実施（再掲）	子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。	子育て支援課

子ども家庭支援センター	18歳までの子どもや子育て・家庭に関する総合的な相談を受けるとともに、深刻な問題に対しても、児童相談所や保健所・保健センター等関係機関と連携しながら継続的に支援します。	子ども家庭支援センター
悩みごと相談の実施	夫婦や子ども、家庭のことなど母親をはじめとした女性が抱える悩みなどの相談に対応します。	人権推進課
児童館における乳幼児や保護者への育児支援の充実 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span>	乳幼児と保護者が気軽に児童館を利用し、「のびのび広場」、「子育て講座」、「親同士の交流」、「子育て相談」の各事業を通して子育て中の保護者が安心して子育てできる環境を支援していきます。	育成課

### (3)次の親世代の育成

＜具体的な取り組み方針＞

子どもたちが次世代の親に成長していくという点を重視し、小学生や思春期の子どもたちの乳幼児とのふれあいを促進して子どもの豊かな心を育むとともに、命の大切さや親になることの意味を考える機会を提供します。

事業名	事業内容	所管
乳幼児とのふれあい体験の推進	保育園等において、小学生・中学生・高校生が小さな子どもとふれあう場を提供することを促進していきます。	育成課 子育て支援課 保育管理課

### (4)年代や興味・関心に応じたさまざまな子どもの居場所づくり

＜具体的な取り組み方針＞

子どもの個性に合わせた多様な居場所づくりを地域とともに進めています。

事業名	事業内容	所管
乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり	次の視点から乳幼児の利用に配慮した遊び場づくりを進めます。 ①公園には、幼児にも利用できる遊具を設けます。また、幼児が安心して遊べるよう、幼児コーナーを設けるよう努めます。 ②幼児コーナーには、幼児の利用頻度の高い砂場を設けます。 ③砂場には柵を設け、犬猫の粪便による衛生面に配慮します。	公園課
わくわくチャレンジ広場（放課後子ども事業）	小学生の放課後等の「楽しい居場所」であるわくわくチャレンジ広場（放課後子ども事業）では、自由遊びとともに、学習や文化・スポーツ活動など、内容の充実を図り、子どもたちの社会性や創造性を育んでいきます。また、学童保育クラブと連携し、放課後子どもプランを推進していきます。	地域教育課

地域の子ども会活動の充実	地域の子ども会やジュニアリーダーの活動の充実を図り、子どもたちが地域行事へ主体的に参加する取り組みを推進していきます。	地域教育課
青少年対象事業の実施	青少年が学び交流館等、区の施設を利用しながら仲間と交流を深め、活動できるよう各種事業を実施します。	生涯学習課
図書館のヤングアダルトコーナーの充実	中高生向けの資料の充実を図りながら、参加型の企画やグループ学習のできるスペースの提供を行い、ヤングアダルトコーナーの利用を促進します。	中央図書館
中高生の地域参画の推進	青少年育成地区委員会や青少年委員会の協力を得ながら、中高生の地域行事への参画を推進していきます。	地域教育課
ボランティアの奨励	中高生が他人から必要とされる喜びを体験するため、ボランティア活動の場を設け、ボランティアの奨励をしていきます。	ボランティアセンター
児童館でのあそびの広場（小学生）の拡充 <b>新</b>	小学生の自主性、社会性、創造性を育み、子どもたちの健やかな育成を図るために、集団あそびや伝承あそび、読み聞かせや工作などを指導員のもとで子どもたちの声を取り入れながら安全に行います。	育成課
児童館の中高生の居場所づくりの充実 <b>新</b>	中高生が気軽に集い、簡単なゲーム等で憩える場や、バンドやダンスなどの自主的な活動の場を提供することで、中高生の健全育成と仲間づくりを支援します。	育成課

## 7 一人ひとりの特性に配慮するまち

### (1)ひとり親家庭への支援

＜具体的な取り組み方針＞

ひとり親家庭が抱える経済的、心理的な子育て上の困難を緩和するための施策を推進します。ひとり親が就労しやすい環境を整備し、生活や経済的な自立を支援します。また、さまざまな環境の家庭を視野に入れた施策を検討します。

事業名	事業内容	所管
ひとり親家庭の総合支援の実施	経済的な問題、就労、子どもの養育などさまざまな悩み相談に応じて助言・情報提供を行うほか、母子世帯に対して「母子自立支援プログラム策定事業」を実施し、就業・自立を支援します。	子育て支援課
母子生活支援施設の建替え 新	老朽化の進む施設の建替えに伴い、母子世帯の安定した生活状況を確立するためのサービス向上、自立促進を図ります。	子育て支援課

### (2)特性に合わせた支援が必要な子どもへの支援

＜具体的な取り組み方針＞

障害のある子どもの療育体制や相談体制の整備を進めます。また、特別な支援が必要な子どもの社会参加の拡充や自立支援と特別な支援が必要な子どもの保護者への支援を充実させていきます。

事業名	事業内容	所管
子ども発達センター	障害のある乳幼児とその家族が地域で生活し、保育園や幼稚園に通いながら必要な訓練などの療育を受けたり、個別相談を行うとともに、親同士の交流を図る機会を提供します。また、保育所・幼稚園への訪問指導を行うなど関係機関と連携していきます。	障害者施設課
ふれあい交流の実施	障害のある児童とない児童が互いに交流し、その保護者も障害について理解する場を提供します。	育成課
疾病・障害の早期発見・早期対応	低体重で出生した乳児の入院中の医療費、精密検査を受ける必要のある乳幼児の検査料、機能回復に必要な医療費などを助成することにより、子どもの健康管理に係る経済的負担を軽減して早期の治療・療育を図ります。	保健サービス課 保健センター
障害乳幼児療育施設利用者の負担軽減 新	地域社会における障害のある乳幼児の発達や自立を促進し、早期療育を充実させるために、保護者の経済的な負担を軽減します。	障害福祉課 障害者施設課

# 參考資料



## 1. 葛飾区の人口の推移

### ◇葛飾区の乳幼児人口の推移

毎年度 4月 1日現在

年 度	総人口	0～5歳児		内 訳					
		人口	総人口に占める割合(%)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
11	429,215	22,916	5.34	3,725	3,958	3,927	3,712	3,943	3,651
12	428,432	22,597	5.27	3,619	3,734	3,848	3,896	3,607	3,893
13	429,725	22,433	5.22	3,814	3,679	3,728	3,785	3,850	3,577
14	431,384	22,395	5.19	3,670	3,855	3,647	3,657	3,768	3,798
15	433,470	22,297	5.14	3,633	3,749	3,846	3,635	3,674	3,760
16	435,454	22,204	5.10	3,704	3,725	3,724	3,799	3,607	3,645
17	437,523	22,125	5.06	3,551	3,760	3,706	3,698	3,806	3,604
18	439,942	22,090	5.02	3,535	3,666	3,744	3,671	3,701	3,773
19	441,265	21,659	4.91	3,502	3,526	3,617	3,672	3,666	3,676
20	443,398	21,498	4.85	3,678	3,566	3,454	3,560	3,630	3,610
21	445,108	21,498	4.83	3,665	3,721	3,557	3,437	3,513	3,605

注① 人口には、外国人登録人口を含む

### ◇合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産む子どもの数)の推移

東京都福祉保健局「人口動態調査」

	葛飾区	東京都	全 国
平成 16 年	1.19	1.01	1.29
平成 17 年	1.17	1.00	1.26
平成 18 年	1.17	1.02	1.32
平成 19 年	1.31	1.05	1.34
平成 20 年	1.28	1.09	1.37

## 2. 子育て関連施設の利用状況

### ◇年齢別施設等利用状況

平成 21 年度

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
乳幼児人口(A)		3,665	3,721	3,557	3,437	3,513	3,605	21,498
認可保育所	公立(B)	244	660	825	881		1,904	4,514
	(B/A)	6.7%	17.7%	23.2%	25.6%		26.7%	21.0%
	私立(C)	286	495	553	559		1,151	3,044
	(C/A)	7.8%	13.3%	15.5%	16.3%		16.2%	14.2%
幼稚園	公立(D)					91	99	190
	(D/A)					2.6%	2.7%	0.9%
	私立(E)			48	1,528	1,612	1,661	4,849
	(E/A)			1.3%	44.5%	45.9%	46.1%	22.6%
区外 私立幼稚園	(F)			1	136	150	156	443
	(F/A)			0.03%	4.0%	4.3%	4.3%	2.1%
家庭福祉員	(G)	23	26	17				66
	(G/A)	0.6%	0.7%	0.5%				0.3%
認証保育所	(H)	30	72	62	34	18	24	240
	(H/A)	0.8%	1.9%	1.7%	1.0%	0.5%	0.7%	1.1%
施設等 利用者数	(I)	583	1,253	1,506	3,138		6,866	13,346
	(I/A)	15.9%	33.7%	42.3%	91.3%		96.5%	62.1%
推定 在宅乳幼児数	(J)	3,082	2,468	2,051	299		252	8,152
	(J/A)	84.1%	66.3%	57.7%	8.7%		3.5%	37.9%

注① (A)(B)(C)(G)(H) は、平成 21 年 4 月 1 日現在の統計

注② (A) には、平成 21 年 4 月 1 日現在の外国人登録人口を含む

注③ (D)(E)(F) は、平成 21 年 5 月 1 日現在の統計

## ◇保育需要率の年次推移

毎年度 4月1日現在

年 度	乳幼児 人口 注①	保育施設利用児童数				待機児童数 注②	計	保育 需要率 注③
		認可 保育所	認証 保育所	家庭 福祉員	保育室			
17	22,125	7,467	129	65	11	153	7,825	35.4%
18	22,090	7,447	146	64	7	152	7,816	35.4%
19	21,659	7,410	159	59		46	7,674	35.4%
20	21,498	7,433	167	61		48	7,709	35.9%
21	21,498	7,558	240	66		62	7,926	36.9%

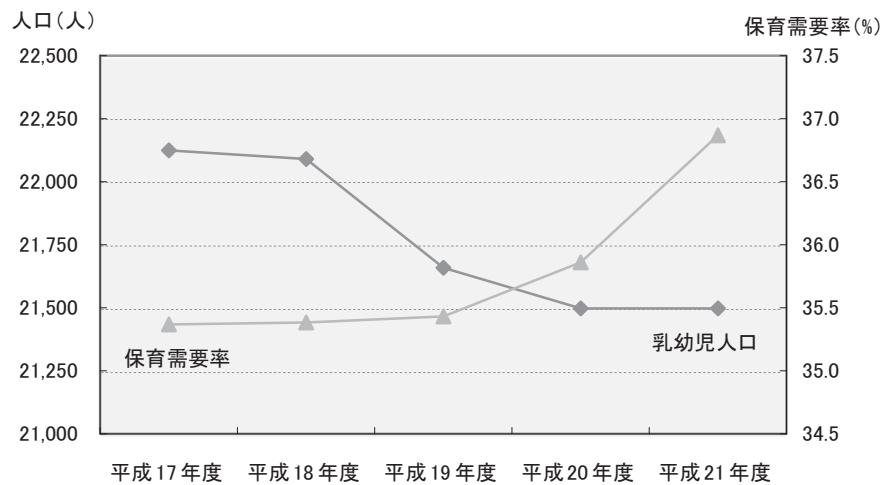
注① 乳幼児人口には、外国人登録人口を含む

注② 【厚生労働省の定める待機児童の定義】

保育所入所申込書が区に提出され、かつ入所条件に該当し、現に保育所に入所していない児童（家庭福祉員、認証保育所で保育を受けている児童、他に入所可能な保育所があるにも関わらず特定の保育所を希望し、保護者の私的 lý由で待機している児童を除く）を「待機児童」と呼びます。

注③ 保育需要率は、乳幼児人口に対する保育施設利用児童数と待機児童数の割合

【乳幼児人口と保育需要率の推移】



## ◇認可保育所での多様な保育サービスの実施状況

平成 21 年 4 月 1 日現在

		産休明け 保育 注①	延長保育	休日保育	一時保育 注②	緊急一時 保育 注②	病児・ 病後児 保育 注③	子育て ひろば 注④	ふれあい 体験保育 注⑤
実施園数		32	62	2	10	74	2	10	44
内訳	公立	6	35	1	2	44	1	0	44
	私立	26	27	1	8	30	1	10	/

- 注① 産休明け保育：0歳児保育は6ヶ月を経過した翌月1日からの保育となります。産休明けの概ね産後8週目を経過した翌月1日から保育を行う制度です。
- 注② 一時保育、緊急一時保育：家庭での保育が一時的に困難となったときに一時的に保育を行う制度です。一時保育は、理由を問わずにご利用いただけますが、緊急一時保育は、保護者が病気や出産などのため入院する場合等の要件があります。
- 注③ 病児・病後児保育：お子さんが病気の回復期等にあって、集団保育が困難な時期にお預かりする制度です。病児保育は、病気治療中であっても、症状が安定していて入院治療の必要ないと医師が判断した場合に、病後児保育は、病気の治療中であっても症状が軽度で回復期にあり、入院治療の必要がないが安静の確保に配慮する必要があると医師が判断した場合に保育します。
- 注④ 子育てひろば：子育て中の親が集い、相談や仲間づくりができる拠点としての場所を提供する事業です。子育てに関する講座等も実施し、親の孤立化を防止していきます。
- 注⑤ ふれあい体験保育：1歳以上の幼児と保護者の方に、公立保育園の園児たちと楽しく遊んでいただきながら、子育てについての相談などに応じていきます。

## ◇学童保育クラブ事業入会状況の年度推移

毎年度4月1日現在

年 度	施設数	入会者数	在籍児童数	入会率
18	60	3,236	10,385	31.2%
19	62	3,357	10,370	32.4%
20	63	3,535	10,342	34.2%
21	66	3,657	10,347	35.3%

注① 入会率は、区立小学校1・2・3年生の在籍児童数に対する入会者数の割合

## ◇児童館年間利用者数の推移

毎年度4月1日現在

年 度	乳幼児	小学生	中学生	高校生
18	178,554 人	312,806 人	32,025 人	7,505 人
19	173,923 人	262,250 人	33,052 人	6,153 人
20	176,506 人	244,468 人	35,025 人	6,043 人

## ◇区立公園・児童遊園数

平成 21 年 4 月 1 日現在

区分	公園		条例設置公園	児童遊園	民間遊び場 注①
	都立	区立			
施設数	1	138	3	171	9
面積(m <sup>2</sup> ) 注②	862,142	773,537	54,249	99,320	13,623

(単位:m<sup>2</sup>)

年度	16	17	18	19	20
公園総面積 注③	1,645,131	1,657,012	1,752,843	1,779,686	1,789,249
1人当たり 公園面積	3.76	3.77	3.97	4.01	4.02

注① 民間遊び場とは、地元の町会や団体が管理する場所のこと

注② 面積は、小数点以下の数値を処理しています。

注③ 公園総面積は、民間遊び場を除く（各年度末現在）

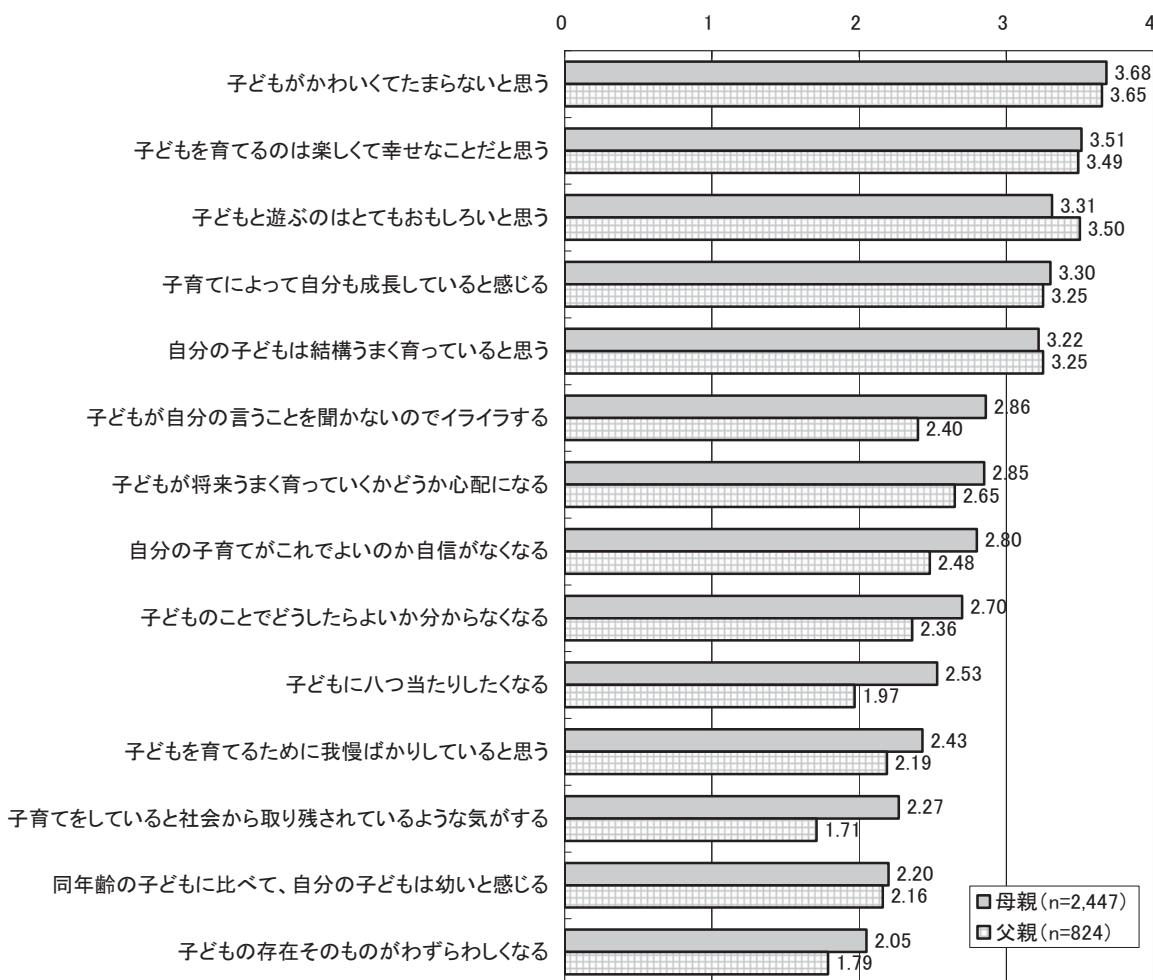
### 3. 子育てに関する保護者の意識

#### 子育て意識について

(財) 子ども未来財団「平成 18 年度 子育てに関する意識調査報告書」平成 19 年 2 月

※それぞれの項目に対しての回答を「よくある」=4、「ときどきある」=3、「あまりない」=2、「全然ない」=1 として平均を算出し、母親の得点の高い順に掲載

【母親・父親の子育て意識】



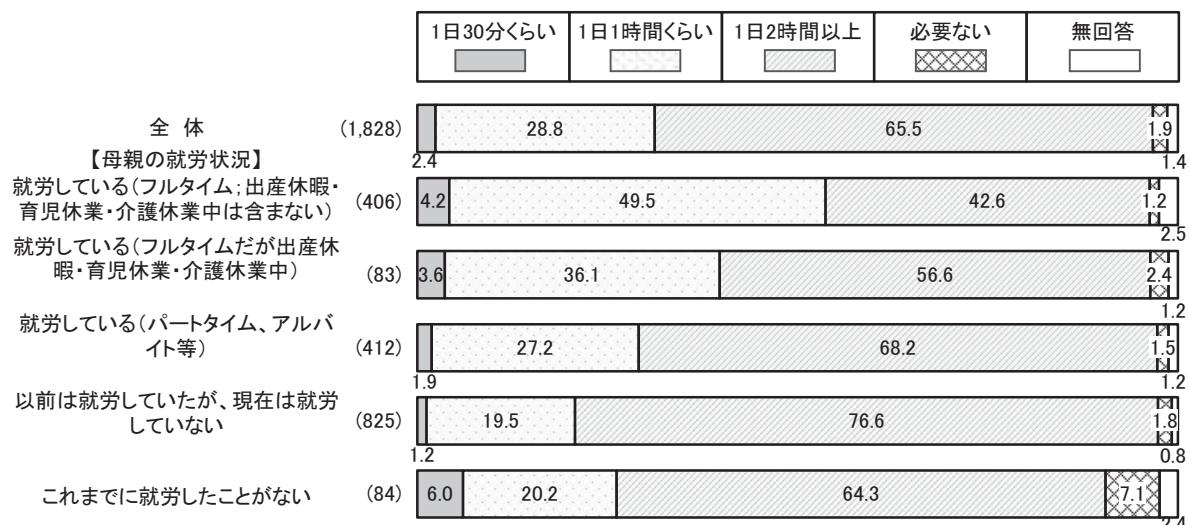
## 自由時間について

葛飾区「子育て支援に関する意向調査」平成21年3月

### 【1日にほしい自由時間×母親就労状況】

就学前児童アンケート

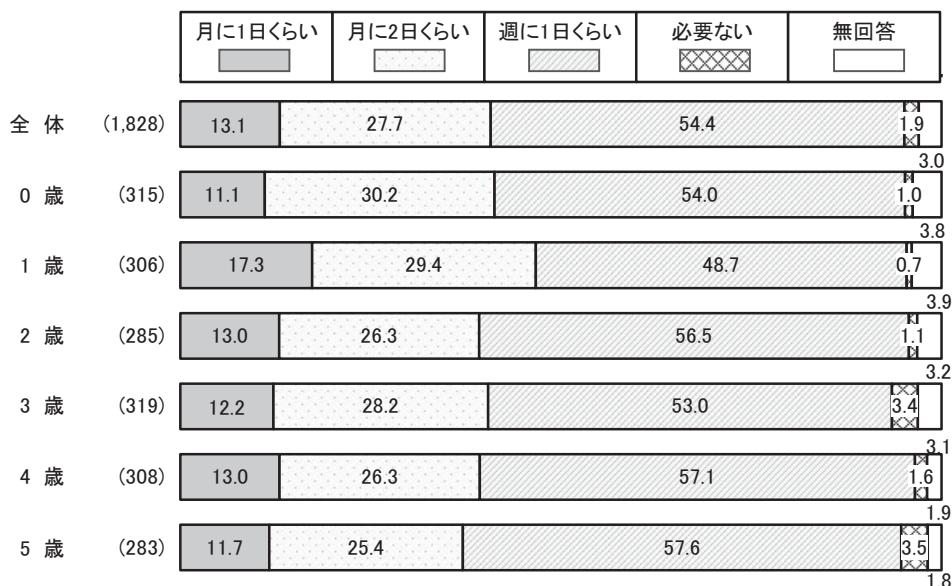
(単位: %)



### 【リフレッシュや休養などのまとまった時間がほしい日×子どもの年齢】

就学前児童アンケート

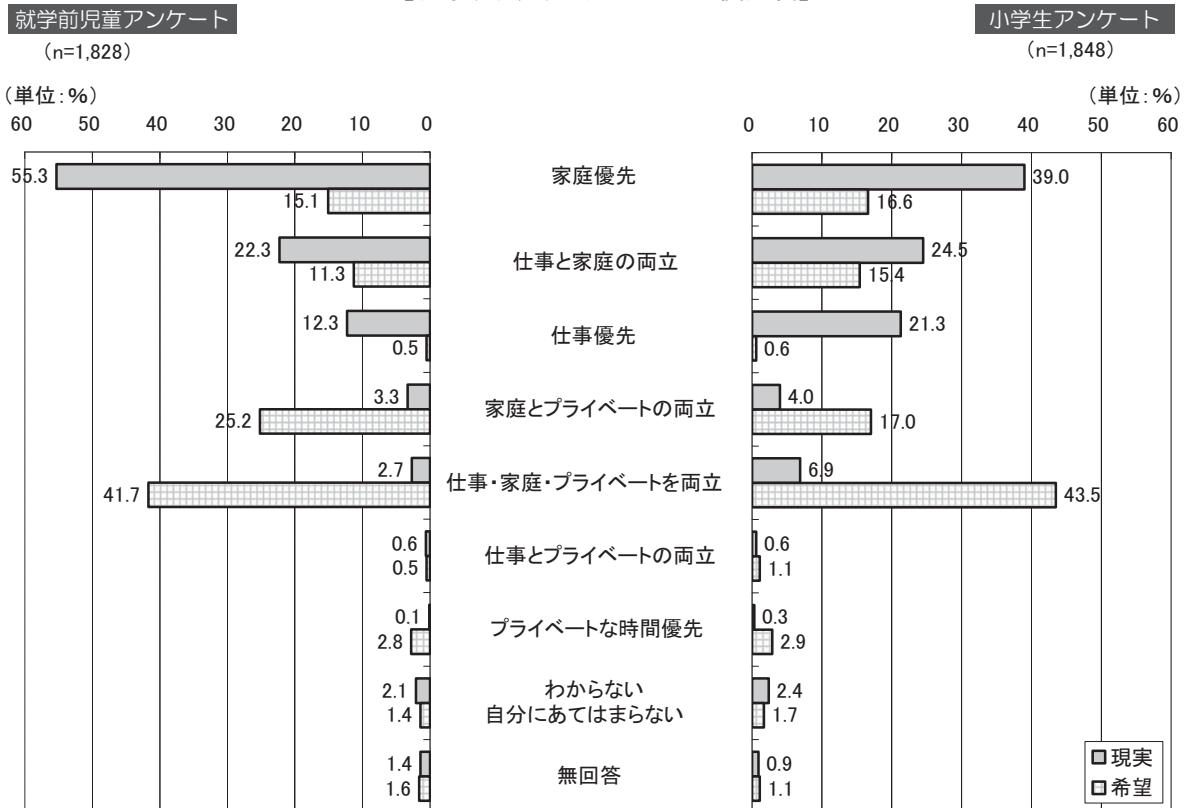
(単位: %)



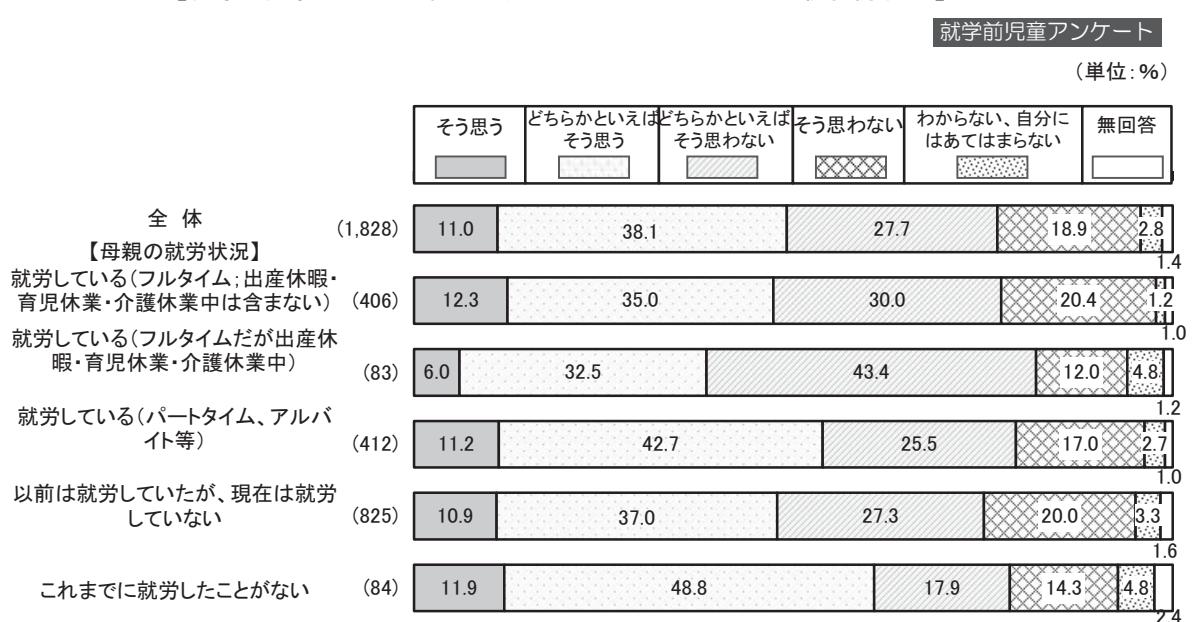
## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の理想と現実について

葛飾区「子育て支援に関する意向調査」平成21年3月

### 【仕事、家庭、プライベートの優先度】



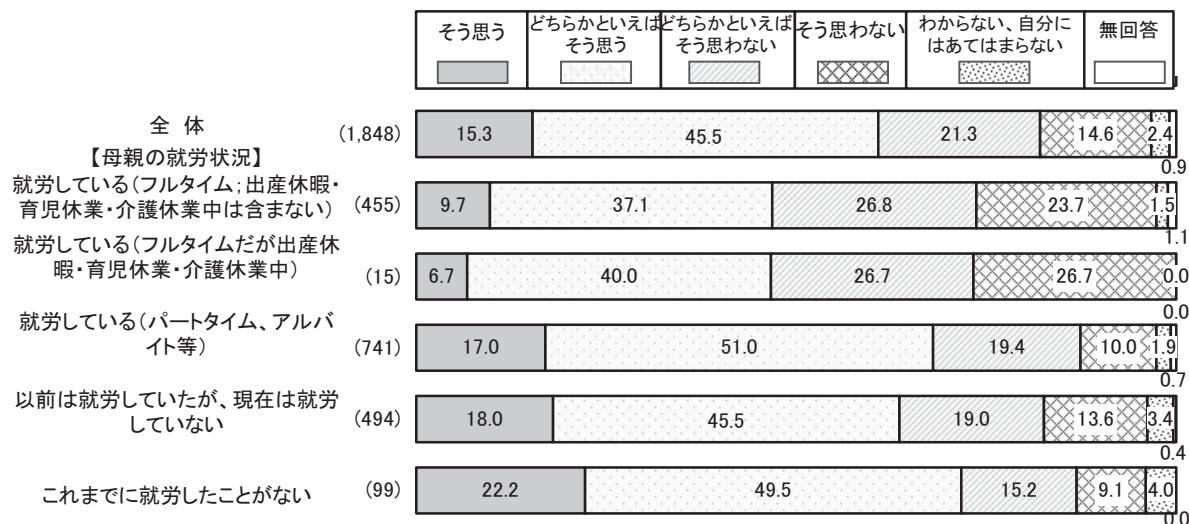
### 【仕事と仕事以外の生活のバランスが取れているか×母親就労状況】



### 【仕事と仕事以外の生活のバランスが取れているか×母親就労状況】

小学生アンケート

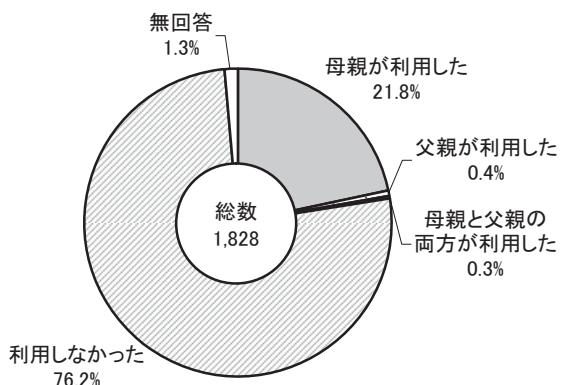
(単位: %)



### 育児休業制度について

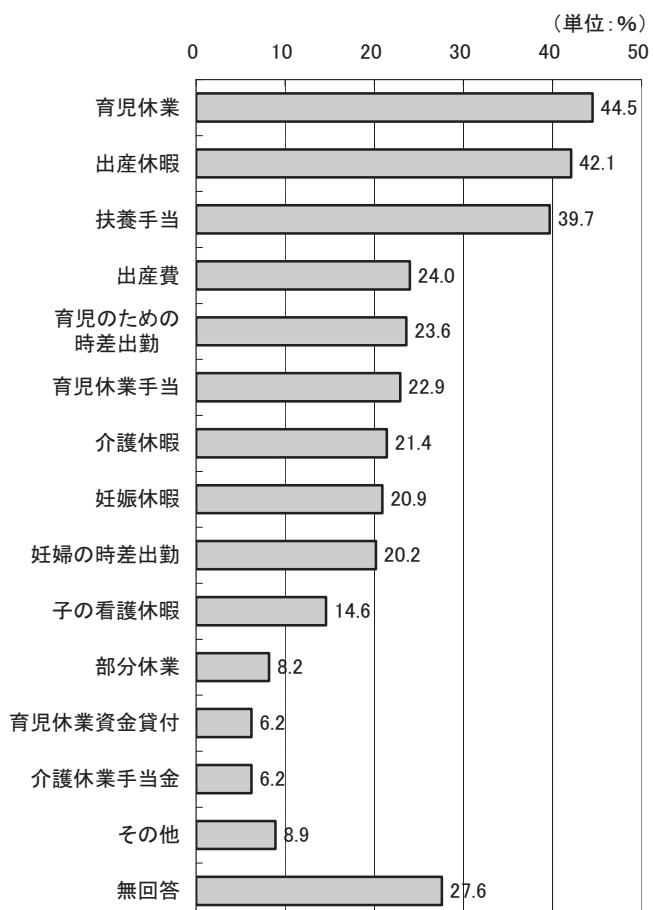
葛飾区「子育て支援に関する意向調査」平成 21 年 3 月

#### 【育児休業制度の利用の有無】



#### 【勤務事業所に設けられている出産、育児、介護における支援】

就学前児童アンケート

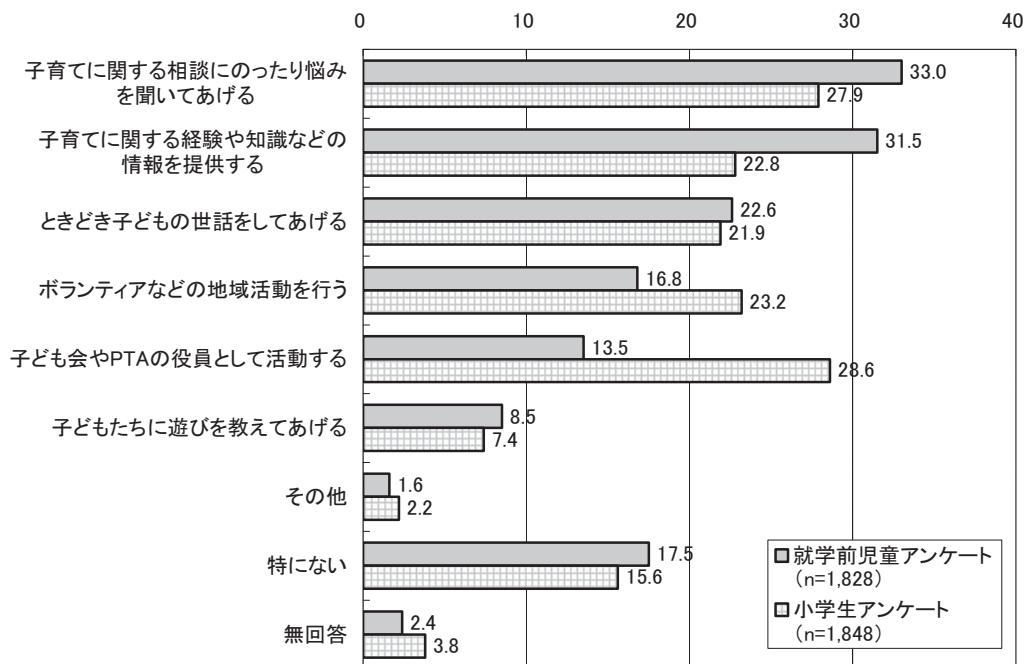


## 地域での子育てについて

葛飾区「子育て支援に関する意向調査」平成21年3月

【最近の地域で協力できること】

(単位:%)



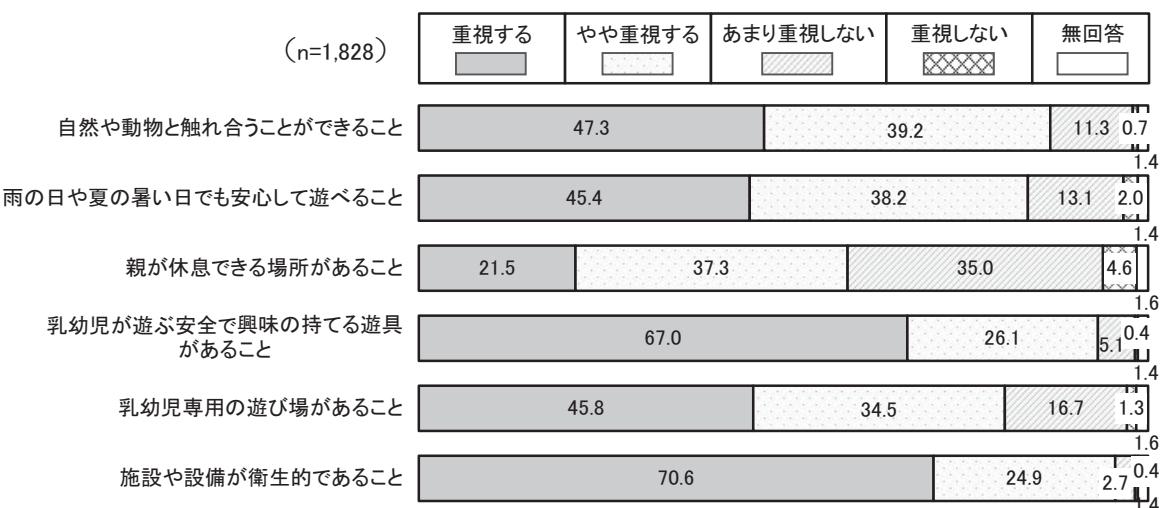
## 遊び場について

葛飾区「子育て支援に関する意向調査」平成21年3月

【遊び場についての重視度】

就学前児童アンケート

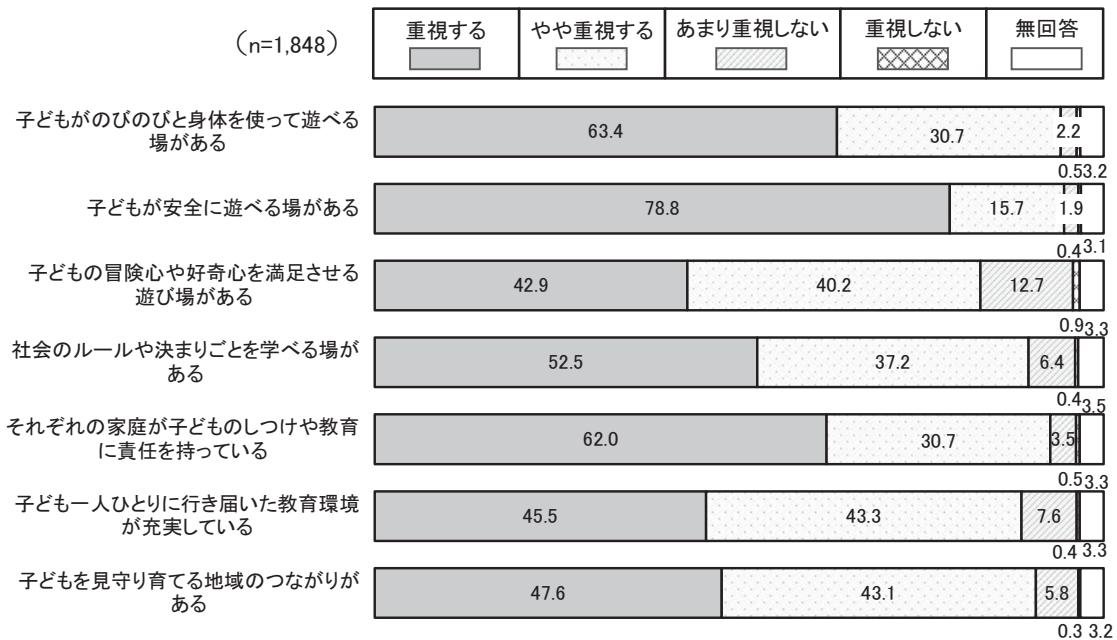
(単位:%)



### 【子どものための環境についての重視度】

小学生アンケート

(単位:%)



## 4. ひとり親の状況

### ひとり親世帯の年間収入(東京都)

東京都福祉保健局 平成 19 年度調査「東京の子どもと家庭」

(単位:%)

		200万円未満	200万円～400万円未満	400万円～600万円未満	600万円～800万円未満	800万円～1,000万円未満	1,000万円～1,500万円未満	1,500万円以上	無回答
総 数(n=592)		35.0	31.9	15.5	6.1	2.7	2.7	1.0	5.1
世帯類型別	母子世帯(n=527)	38.9	32.6	13.5	5.3	2.3	1.5	0.6	5.3
	母子のみ世帯(n=402)	44.3	33.3	11.4	4.0	1.5	1.2	-	4.2
	その他、無回答(n=125)	21.6	30.4	20.0	9.6	4.8	2.4	2.4	8.8
	父子世帯(n=65)	3.1	26.2	32.3	12.3	6.2	12.3	4.6	3.1
	父子のみ世帯(n=38)	-	21.1	34.2	15.8	5.3	15.8	7.9	-
	その他、無回答(n=27)	7.4	33.3	29.6	7.4	7.4	7.4	-	7.4
参考	平成 9 年調査(総数)	30.0	32.3	18.1	6.6	3.5	4.3	1.1	4.0
	平成 14 年調査(総数)	32.1	33.0	14.0	8.2	2.7	1.9	0.7	7.4
就学状況別	小学生以下の子どもがいる世帯(n=378)	39.7	31.2	13.8	5.3	2.6	1.3	0.8	5.3
	小学生以下の子どもがない世帯(n=211)	26.5	33.6	18.5	7.6	2.4	5.2	1.4	4.7
	無回答(n=3)	33.3	-	33.3	-	33.3	-	-	-

### ひとり親の就労状況(東京都)

東京都福祉保健局 平成 19 年度調査「東京の子どもと家庭」

(単位:%)

	就業									非就業	無回答
		自営業	正規の職員・従業員	会社・団体等の役員	パート・アルバイト	労働者派遣事業所	契約社員・嘱託	その他	無回答		
総 数(n=592)	89.0	7.4	36.0	2.5	34.6	5.1	1.7	0.5	1.2	11.0	-
母子世帯(n=527)	87.9	5.3	33.0	1.7	38.9	5.1	1.9	0.6	1.3	12.1	-
父子世帯(n=65)	98.5	24.6	60.0	9.2	-	4.6	-	-	-	1.5	-

## 5. 児童虐待の状況

### 葛飾区子ども家庭支援センターにおける相談件数

平成 20 年度

	新規受理件数			延べ活動回数 注②
	金町子ども家庭 支援センター	青戸子ども家庭 支援センター	計	
児童虐待相談	51 件	103 件	154 件	3,305 件
養護相談 注①	72 件	132 件	204 件	4,985 件
保健相談	2 件	3 件	5 件	12 件
障害相談	11 件	11 件	22 件	311 件
非行相談	2 件	3 件	5 件	45 件
育成相談 注①	111 件	129 件	240 件	1,519 件
その他	46 件	9 件	55 件	182 件
計	295 件	390 件	685 件	10,359 件

注① 養護相談…家庭に関する相談

育成相談…育児、しつけや不登校などに関する相談

注② 延べ活動回数…継続して訪問・面接等の支援を行う回数

### 児童相談所における児童虐待相談対応件数

厚生労働省

東京都福祉保健局「東京都児童相談所事業概要」

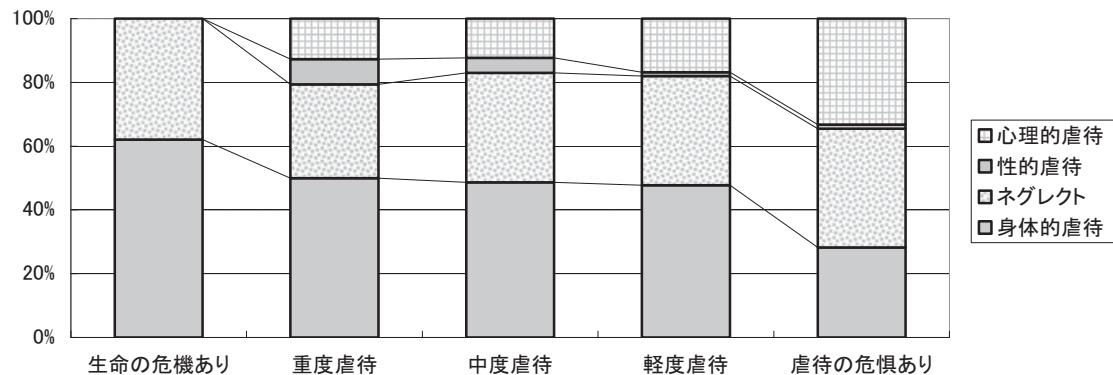
(単位:件)

年 度	全 国	東 京 都
16	33,408	3,026
17	34,472	3,146
18	37,323	3,265
19	40,639	3,307
20	42,664	3,229

## 児童虐待の実態

東京都福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ—輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワークー」平成17年12月

【虐待の重軽度別虐待の種類】



(単位:件)

	生命の危機 あり	重度虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危惧 あり	計
身体的虐待	18	75	209	323	108	733
ネグレクト	11	44	148	231	142	576
性的虐待	0	12	20	8	5	45
心理的虐待	0	19	53	114	127	313
合 計	29	150	430	676	382	1,667

## 葛飾区子育て支援行動計画（後期）策定委員会 検討経緯

	開催年月日	主な検討課題
第1回	平成 21 年 6月 12 日（金）	① 葛飾区の子育て支援の現状について ② 子育て支援に関する意向調査の概要について ③ 前期「葛飾区子育て支援行動計画」の実施状況について
第2回	平成 21 年 7月 22 日（水）	① 後期「葛飾区子育て支援行動計画」策定の進め方について ② 後期「葛飾区子育て支援行動計画」の概要について
第3回	平成 21 年 8月 17 日（月）	① 平成 20 年度 子育て支援に関するアンケート集計表について ② 後期「葛飾区子育て支援行動計画」の主な事業について
第4回	平成 21 年 9月 4 日（金）	① 後期「葛飾区子育て支援行動計画」の中間報告について
第5回	平成 21 年 11月 13 日（金）	① 後期「葛飾区子育て支援行動計画」（中間報告）のパブリック コメントの結果について
第6回	平成 22 年 1月 21 日（木）	① 後期「葛飾区子育て支援行動計画」（案）の確認について



後期「葛飾区子育て支援行動計画」策定委員会の様子

## 葛飾区子育て支援行動計画（後期）策定委員会 委員

NO.	団体名	氏名	備考
1	学識経験者（会長）（福祉）	村井 美紀	東京国際大学人間社会学部准教授
2	学識経験者（保健）	阿部 優美	日本抱っこ法協会本部理事
3	学識経験者（教育）	加藤 尚子	目白大学人間学部子ども学科准教授
4	学識経験者（保育）	櫻井 慶一	文教大學人間科学部教授
5	葛飾区子ども会育成会連合会	阿部 久之	
6	連合葛飾地区協議会	井上 洋一	
7	かつしか女性会議	上田 郁子	
8	葛飾区立小学校PTA連合会	内田 真義	
9	葛飾区自治町会連合会	浦岡 秀次	
10	葛飾区青少年委員会	遠藤 ふじ子	
11	葛飾区私立保育園経営者協議会	芝山 薫	
12	葛飾区民生委員児童委員協議会	清水 正六	
13	葛飾区私立学童保育クラブ連合会	鈴木 秀史	
14	葛飾区立中学校PTA連合会	中道 浩一	
15	東京商工会議所葛飾支部	信川 仁道	
16	児童養護施設	福島 一雄	
17	葛飾区私立幼稚園連合会	町山 芳夫	
18	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会	松田 光子	
19	葛飾区私立保育園連盟	山口 千晴	
20	連合葛飾地区協議会	山田 伸子	
21	公募団体	篠原 淑子	かつしか子育てネットワーク
22	公募区民	伊藤 美知香	
23	公募区民	小玉 薫	
24	公募区民	小林 葉子	
25	公募区民	佃 理恵	

(区内関係団体、公募区民は五十音順)

# 葛飾区子育て支援行動計画

(後期計画 平成 22~26 年度)

平成 22 年 4 月

葛飾区 子育て支援部 育成課

〒124-8555

葛飾区立石5-13-1

電話 03-3695-1111 (代表)

FAX 03-5698-1533

E-mail 112000@city.katsushika.lg.jp

葛飾区ホームページアドレス

<http://www.city.katsushika.lg.jp/index.html>

この冊子は、板紙にリサイクルできます





